

文 教 厚 生 委 員 会 記 錄  
＜第4号＞

平成21年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成21年10月9日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成21年10月9日 金曜日

開会 午前10時4分

散会 午後4時52分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第4号議案 沖縄県地球温暖化対策等臨時特例基金条例
- 2 乙第5号議案 沖縄県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例
- 3 乙第6号議案 沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例
- 4 乙第7号議案 沖縄県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例
- 5 乙第8号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 6 乙第9号議案 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例
- 7 乙第15号議案 病畜肉の流通事故に関する和解等について
- 8 乙第16号議案 損害賠償額の決定について
- 9 乙第19号議案 専決処分の承認について
- 10 陳情平成20年第41号、同第43号、同第50号、同第53号、同第57号、同第59号、同第63号、同第64号、同第66号、同第67号、同第72号、同第78号、同第82号、同第90号、同第93号、同第99号、同第105号、同第107号、同第110号、同第112号、同第122号の2、同第125号、同第134号、同第136号、同第137号、同第142号、同第148号、同第149号、同第162号、同第175号の2、同第187号から同第189号まで、同第192号、同第195号、同第199号、同第201号の2、陳情第8号、第9号、第13号、第32号、第33号、第41号、第50号、第52号、第57号、第60号、第61号、第63号から第65号まで、第67号、第68号、第72号、第80号、第84号、第88号の2、第94号、第95号、第99号、第105号から第108

号まで、第110号の2、第112号、第113号、第116号、第117号、第122号の3、第124号、第131号から第133号まで、第137号から第139号まで、第142号、第145号、第148号、第149号、第150号の2、第152号、第153号、第155号、第159号、第160号、第162号、第170号、第173号及び第178号

- 11 閉会中継続審査（調査）について
- 12 視察調査日程について（追加議題）
- 13 本委員会所管事務の見直し及び所管がえの申し出について（追加議題）

---

### 出席委員

委員長 赤嶺昇君  
副委員長 西銘純恵さん  
委員 桑江朝千夫君  
委員 佐喜眞淳君  
委員 仲田弘毅君  
委員 翁長政俊君  
委員 渡嘉敷喜代子さん  
委員 上原章君  
委員 比嘉京子さん  
委員 奥平一夫君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

仲村未央さん

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

教 育 長 金 武 正八郎 君  
教 育 管 理 統 括 監 岩 井 健 一 君  
参 事 瑞慶覧 長 行 君

施 設 課 長 前 原 昌 直 君  
県 立 学 校 教 育 課 長 諸 見 里 明 君  
義 務 教 育 課 長 上 原 敏 彦 君  
保 健 体 育 課 長 渡 嘉 敷 通 之 君  
生 涯 学 習 振 興 課 長 石 垣 安 重 君  
文 化 課 長 大 城 慧 君  
(補助答弁者)  
総 務 部 総 務 私 学 課 長 真 栄 城 香 代 子 さ ん

---

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第4号議案から乙第9号議案まで、乙第15号議案、乙第16号議案、乙第19号議案の9件、陳情平成20年第41号外90件及び閉会中継続審査（調査）についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めております。

まず初めに、教育委員会関係の陳情平成20年第50号外41件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、陳情42件で、内訳は継続37件、新規5件でございます。

継続審査となっております陳情37件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成20年第50号沖縄県立図書館八重山分館の存続に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

県立図書館八重山分館については、沖縄県行財政改革プランに基づき、市町村との役割分担などそのあり方について検討を重ねてまいりました。

その背景としまして、平成13年7月18日付文部科学省告示で、市町村は住民

に対して適切な図書館サービスができるよう公立図書館の設置に努めることとしており、現在、石垣市では市立図書館が設置されております。

また、直近5年間の八重山分館の貸出冊数は、石垣市立図書館の5.5%と少ない状況にあります。さらに、八重山分館は築35年と施設が老朽化しております。こうした中、本県の厳しい財政状況の中にあって八重山分館の維持、運営が大変厳しい状況となることなどから総合的に判断したものであります。

なお、八重山分館が所有している郷土資料等を石垣市立図書館や学校等に寄贈するとともに、当該地域の図書館サービスが低下しないよう一括貸し出しや相互貸借などの利用促進を図り、その支援、充実に努めてまいりたいと考えております。

8月に建物の耐力度調査を行ったところ、文部科学省の基準によると、構造上危険な状態にある建物であるとの結果となりました。

八重山分館の廃止については、今後とも引き続き地元の理解を得て進めてまいります。

また、資料4ページの陳情平成20年第59号、8ページの同第66号、9ページの同第67号、10ページの同第82号、11ページの同第90号、12ページの同第93号、13ページの同第105号、14ページの同第107号、15ページの同第110号については、陳情の趣旨が、陳情平成20年第50号と同じでありますので、陳情平成20年第50号の処理方針に同じであります。

続きまして、新規陳情について説明いたします。

説明資料の51ページをお開きください。

陳情第142号の30人以下学級完全実現のための陳情が、宮古島市議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎、基本の学力の定着を図ること等から小学校1年生、2年生で実施しております。

当面、小学校1年生、2年生で実施し、今後の計画については国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、30人学級制度設計検討委員会で研究してまいりたいと考えております。

2 教室等の学校施設の整備につきましては、市町村教育委員会と連携していくこととしております。

3 本県の教職員の採用に当たっては、児童生徒数の推移、退職者の数等を長期的に展望しながら年齢構成のバランスも考慮し、計画的に行っております。

次に、説明資料の53ページをお開きください。

陳情第145号の県立久米島高等学校園芸科の存続に関する陳情が、久米島町議会議長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

久米島高等学校園芸科については、昭和35年に設置した農業科を平成2年に学科改編し、現在に至っております。しかしながら、ここ数年、定員の過半数割れが続いている状況にあることから、現在、学校において同科の活性化や学科のあり方等について研究が進められております。

県教育委員会としましては、地域の実情等を考慮しながら総合的に検討した結果、平成22年度の同園芸科については、従来どおり募集することとしております。

次に、説明資料の54ページをお開きください。

陳情第155号の平成22年度美咲特別支援学校幼稚部にすべての入学希望者を受け入れることに関する陳情が、沖縄県立美咲特別支援学校幼稚部保護者代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 特別支援学校幼稚部は、市町村の幼稚園等で支援が困難な幼児の教育を行うとともに、教育相談等のセンター的な役割により市町村の幼稚園等における教育を支援しております。

学級数及び教員数については、学校教育法施行規則並びに沖縄県立特別支援学校幼稚部入学者選抜実施要項に基づき、地域における幼児の受入状況や幼稚部を設置している特別支援学校の実情等に応じて定めているところです。

なお、入学を希望する幼児の受け入れについては、幼児の障害の状態や地域における受入状況等を踏まえ総合的に判断し、対応してまいります。

2 特別支援学校幼稚部への入学希望者については、県教育委員会が各市町村教育委員会並びに幼稚部を設置する特別支援学校に対して調査を実施し、入学希望者の状況把握を行っております。

次に、説明資料の56ページをお開きください。

陳情第160号の大浦湾チリビシのアオサンゴ群集の天然記念物指定に関する陳情が、沖縄リーフチェック研究会代表外2人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県の天然記念物につきましては、本県の自然を代表するような象徴的な存在であり、かつ、学術的に重要であることが基礎的な要件となっております。

アオサンゴは、インド洋、太平洋のサンゴ礁域に広く分布しており、本県の象徴という意味において、他の造礁サンゴ種と比べて際立った特徴を有するものではありません。

また、大浦湾のアオサンゴ群落については、県内他地域のアオサンゴ群落の状況等も勘案すると、現時点では文化財の観点から指定を検討する状況にはないものと考えております。

次に、説明資料の57ページをお開きください。

陳情第178号次世代育成支援対策後期行動計画策定に対する陳情が、沖縄県子どもの未来をつくる親の会連絡会会长外6人から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

6 特別支援学校教諭免許状保有率の向上については、認定講習を毎年実施するとともに、放送大学等を活用した自主研修による受講を推進して免許状取得を促進しております。

7 特別支援教育の体制整備については、県内全公立学校の管理職、教員を対象とした理解推進研修等を実施するとともに、コーディネーターの指名、校（園）内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成、活用を図るなど学校（園）における支援体制の充実に努めています。

また、医療等関係者から構成される専門家チームや巡回アドバイザーを各教育事務所に配置し、関係機関等と連携して幼児期からの支援体制の充実に取り組んでいるところです。

8については、7に同じであります。

9 発達障害児を含む不登校児童生徒の支援については、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制を整備するとともに、巡回教育相談員やスクールカウンセラー等を活用し、個別支援に努めています。

また、発達障害者支援センターや地域の障害者就業支援センター、その他関係機関等とも連携し、進学、就労支援に努めています。適応指導教室や青少年支援センター等の充実については、関係市町村教育委員会と連携し、対応してまいります。

上記6から9の次世代育成支援対策後期行動計画への明記については、所管部と調整しながら検討してまいります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願ひいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複するがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員

陳情第142号の51ページについてお尋ねしたいと思います。30人学級は今1年生、2年生について進められていますけれども、現状として何パーセントくらい進められていますか。

○上原敏彦義務教育課長 平成21年度の公立小学校1年生につきましては、少人数学級実施につき全275校中230校、83.6%、2年生につきましては、229校、83.3%となっています。

○渡嘉敷喜代子委員 これは空き教室がある学校について条件が整っているから30人学級ができる状況です。そうすれば30人学級全校に100%にするということになりますと、どれくらい本当に見通しがあるのかどうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○上原敏彦義務教育課長 当面は各市町村教育委員会が連携して、施設等の対応が可能であればと考えています。

○渡嘉敷喜代子委員 これまで進めてきて、対応が不可能だという思いではありませんか。聞くところによると、国頭地域、宮古地域以外はすべて空き教室がないという状況だと思うのですが、本当に市町村の教育委員会と調整しながらということですけれども、可能かどうか、来年度に向けても。

○金武正八郎教育長 学校の施設の整備につきましては、設置者である市町村が基本的に行うことになっています。ですので、私たち県としましては、市町村のほうにぜひそのような教室の設置ができるように国庫補助事業の活用も含めて検討していただきたいというお願いをしてまいりたいと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 文部科学省においては、学級の定数枠40名というのは取っ払いました。そのことによって、おのずから施設が不足するということは予想できるわけです。そのあたりでの文部科学省の方針とか、その辺はありますか。

○前原昌直施設課長 施設整備に係る文部科学省の基準は、まだ1学級40名ということで算定しております。

○渡嘉敷喜代子委員 1学級40名ということではあるけれども、地域によって30人以下学級ができるのであればやりなさいというような文部科学省との所見ですか。そうであれば、やはりその地域でできることと、できないことがあるわけです。今本当に財政難ですよね。市町村で対応できるのであれば、やってくださいという状況で、本当に30人学級が実施できるのかどうか、これから来年度に向けて不可能ということになりますかねません。そのあたりどうお考えですか。

○金武正八郎教育長 やっぱり30人学級は渡嘉敷委員が、おっしゃるように一人一人子供たちにきめ細やかな指導をして、そして基本的な生活習慣、基礎学力の向上の大きな力を發揮しますので、やはり市町村についても財政的いろいろなことがありますけれども、設置者はあくまで市町村でございますので、市町村ができるような環境を、いろんな国庫補助の活用等いろんな形で応援できるような形を考えて対応していきたいと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 知事は、2年間ですべての義務教育、義務教育に対して30人学級を実施すると公約しました。そして、来年度で4年間たつわけですけれども、本当に次年度で30人以下学級の1年生、2年生だけでも100%できるかわからないような状況です。そうすると、今年度でそういうことができるという実施状況は見通しがつかないですから、本当に不可能だということははっきりして言えるわけですよ、今の状況では。

○金武正八郎教育長 30人学級につきましては、去年、1年生を実施いたしまして、ことし2年生まで拡大いたしました。3年生以上については、いろんな意見がございまして、例えば市町村教育委員会のアンケートによりますと小学校低学年については少人数学級の希望が多いのですけれども、中学年以上になると少人数学級の要望が高いとかいろんな状況があります。今回2年生に導入した段階ですので、3年生以上の学級につきましては、全国の状況、それから教育効果、それから文部科学省もいろいろ大きな動きがあるようですから、大きい期待をして30人学級制度設計検討委員会で検討してまいりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 低学年については、やっぱり30人以下学級でないといけないってことは、皆さん、私たちもよく知っているのです。やはり、子供と向かい合う時間をより多く持たないといけないということは低学年では大切なことだと思うのです。そして、前の仲村教育長も言っていたのですが、中学1年生になった時点で、今まで小学校で6年生まで、6年生のときは高学年で最高学年ですからしっかりしていた子が中学校に行くと同時に、やはり中学校では下級生になるわけです。そういうことで、少し不安定なところが出てきたりして、むしろ中学1年生に30人以下学級をやるべきだということも仲村教育長は言っていたわけです。そのあたりはどうお考えですか。

○金武正八郎教育長 中学校1年生への30人学級の導入につきましては、渡嘉敷委員がおっしゃるように、小学校から中学校に上がるときの一つのギャップがございますので、そういう課題はあるかなと私も少しは感じています。それにつきましては、全国的に見ても少ない状況でございますけれども、やはり現場の声を聞きながら、どういう形ができるか、また必要なのかどうかも含めて少し研究してまいりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 今、中学校の現場から30人学級にしてほしいとかいう要望がないということですか。

○金武正八郎教育長 特に、現場のほうからはそのような声は聞いてはおりませんけれども、私たちとしては、実情として中学校1年生に不登校とか、そういうものが少し課題があるのじゃないかと思いますので、そういう面で30人学級の検討も必要なのかどうか、それも含めて研究する必要があるのではないか。現場からは今のところ正式に届いておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 小学校についての空き教室がないということで、今の状況で83.6%、1年生についてはそういう状況だけれども、中学校においてやろうと思えば空き教室での対応は可能ですか。

○金武正八郎教育長 中学校の場合には、いろいろな選択授業、少人数授業で分割された授業ができない、学級についてはある程度学校によってはあけることができる可能性があります。それから、学校の地域の生徒数減であいた教室もございますので、どれだけあいてるかの詳しい数字が必要であればお届けし

ますけれども、ある程度、対応は可能かもしれません。

○渡嘉敷喜代子委員 今、金武正八郎教育長のお話にもありましたように、中学校に行くと同時にどうしても不安定な思春期という状況もありますし、不登校の子供たちもいるのかなという思いがするのです。そういうことで、空き教室があるならば、現場からの要望がないにしてもどう取り組んでいくのかということを今後の検討課題として頑張っていただきたいと思います。

次にいきます。54ページの陳情第155号。平成22年度美咲特別支援学校幼稚部にすべての入学希望者を受け入れることに関する陳情書です。この陳情処理の中で、幼稚部入学者選抜実施要項に基づいて受け入れている状況ですけれども、この幼稚部入学者選抜実施要項にはどのようなことが規定されているですか。

○諸見里明県立学校教育課長 幼稚部入学者選抜実施要項の方針ですけれども、入学志願先の特別支援学校の校長が所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果をもとにしています。幼稚部入学者選抜実施要項には、募集要項が別途に定められておりまして、募集定員を超過するか否かにかかわらず行われることになっています。

○渡嘉敷喜代子委員 要するに、校長の采配で選別するということになるわけですか。支援を受けなければならない、その子の状況を見て判断するということですか。それから地域ということも考えていらっしゃいますか。

○諸見里明県立学校教育課長 入学を希望する幼児の受け入れについては、幼児の障害の状態や地域における受入状況等を踏まえて総合的に判断することになります。

○渡嘉敷喜代子委員 今年度ふるい落とされた一人の子の障害の状況を皆さんには把握していらっしゃいますか。

○諸見里明県立学校教育課長 その子の個人情報にもかかわるものですから申し述べにくいのですけれども、ただ地域で受け入れていることは確かです。支援員を配置して、公立の幼稚園で受け入れられています。支援員も配置されております。

○渡嘉敷喜代子委員　どの程度の障害があるかどうかというのはわからないということなのですけれども、やはりそこに希望してくる子というのは、専門的に支援を受けたいという思いで来るわけです。そこでお尋ねしたいことは、普通の学校の幼稚園の位置づけというのは皆さんはどうのようにしていらっしゃいますか。

○上原敏彦義務教育課長　公立の幼稚園についてお答えいたします。基本的に幼児期は生涯にわたる人格形成の重要な時期であり、幼稚園教育は義務教育及びその後の教育の基礎を築く上で重要であると考えています。そういうことで、国においても幼児教育の重要性にかんがみて、教育基本法第10条で家庭教育の大切さ、第11条では幼児教育の重要性を初めて明記し、さらに学校教育法で幼稚園を学校の規定順位で最初に位置づける等所要の改正を行ったものと認識しています。

○渡嘉敷喜代子委員　やはり、幼稚園教育を早期に教育しなければいけないということで、文部科学省は位置づけています。3歳児からの受け入れもうたわれているわけです。そして、普通の学校では振り分けということではなくて全員が入学できるわけです。そうであるならば、こういう障害を持っている子が、希望者があればすべて受け入れなければいけない状況があると思うのです。それを、選抜で振り落とされるというのはどういうことなのかなと、私は理解できないのですけれども。

○諸見里明県立学校教育課長　特別支援教育の理念に従いまして、例えばノーマライゼーション、共生社会、そういう理念に沿って考えれば、地域の子供も、障害があるとなしにかかわらず地域で生活し、社会参加していくことが基本と考えています。それで、すべてがすべて特別支援学校の幼稚部で受け入れるというよりも、障害の状態に応じて地域で受け入れる状況があれば、できるだけ地域に戻して、地域で自立して社会参加させてあげたいというのが理念として持っています。

○渡嘉敷喜代子委員　確かにそのとおりだと思います。普通の学校にいろいろな人がいて、一つの小さな社会だと思うのです。そこで子供たちのいろいろな接触によってそれぞれが成長していく、これはすばらしいことだと思うのです。ところが、普通の学校で特殊ー今は特殊クラスといわないのですか、そこへ障害のある子を入れようとしたときに、親御さんはそれを認めたくなくて、普通

クラスでいいと拒否する親御さんもいるわけです。そういう状況の中で、支援学校に行って専門的に教育を受けさせたいという親御というのは、本当に普通認めたくないけど、この子にとって専門的に支援を受けなければいけないという思いでそこに行くということはすごく勇気がいることだと思うんです。そして、幼稚部の支援の仕方なんですけれども、カリキュラムを見たときに、排せつの部分と衣服の着衣、給食のそれについてこのようなことが書いてあるのです。排せつについてですが、「登校後、綿のパンツに着がえる。時間によりあるいは本児のしぐさ等見逃さないようにしてトイレに誘導する。誘導時、本児に意思確認を、サインや首振りによる排せつの有無の意思を表出させる。しつこと下腹部をトントンとたたくように促すと、そうやってチェックシートを作成して排せつ指導の時間を目安とする。」と、このようにしているわけです。これが1学期の目安になっていますが、入学後スムーズにパンツへ切りかえることができて安心しましたと。時間を見てトイレに誘うのですが、そのときに応じないこともあるけれども、それがみずからトイレに向かう場面もつくっているとして成長しているわけです。今このようにして、おなかをトントンと、言葉も自由に発生できないものですから、しぐさで教師がやっていく、こういう細かい指導が実際、普通の学校の幼稚園ができるのどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○金武正八郎教育長 障害を持つ幼児、児童生徒、そういう生活介護とか教育指導面で大変重要なことだと思っています。渡嘉敷喜代子委員がおっしゃる件につきましては、公立の幼稚園でもそういう障害のある子供に対していろんな面でケアをしております。理解推進事業で、職員の研修、それから校内委員会いろんな形を整えてやっております。ことしから国も幼稚園のほうに特別支援員を1園当たり50万円という、そういう措置もやっておりますので、いろいろな形で整ってきていると思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 すべての障害のある子を受け入れることは不可能かもしれませんけれども、美咲特別支援学校が設立されたときの幼稚部の定員というのは、どのように、何クラス、何名を受け入れることになっていましたか、設立当時。

○諸見里明県立学校教育課長 美咲特別支援学校の幼稚部は、平成13年度から設置されまして、定員10名、2学級からのスタートです。

○渡嘉敷喜代子委員 2学級の10名の定員ということになっておりました。そして、これまで1クラス5名にも足りない状況もあったようです。それでも2次募集をしなかったというこれまでの経緯があるわけですよ。今回、今年度6名いたからふるいにかけて1名落としたというのはどうなのかなと。10名定員であれば十分受け入れる体制はできるんではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校の幼稚部は、陳情処理方針の中にも書いていますけれども、基本的には市町村の幼稚園等で支援が困難な幼児の教育を行うと。それからもう一つは、教育相談等のセンター的役割を行うということと、そして、それによって市町村の幼稚園を支援していくことということでございます。応募してきたときに、私たちとしては、基本的には市町村の幼稚園とその当該する学校の中でどちらで支援ができるかということを調整しながらこれまでやってきております。それで、特に去年お一人そういう形で不合格になりましたけれども、その方のそういう調整の中で本人もまた2校を希望しておりましたので、もう1校のほうに調整をして支援員をつけていただいて支援ができるという状況でしたので去年やっています。これまでも、特に特別支援学校の幼稚部に関しては、そういう形で調整をしてうまくいっています。特に課題があったわけではないと認識しております。

○渡嘉敷喜代子委員 そういう学校の幼稚部に入りたいと思う子供たちは幾らでもいるかなという気がするのですけれども、これまで1クラス定員5名にも満たない状況で、2次募集もしなかったということはどうなのかなという気がするのです。私たち6月でしたか、文教厚生委員の皆さんで美咲特別支援学校を視察したときに、本当に幼稚部の環境がすばらしかったのです。そこで、本当に子供たちがそういうところで教育を受けられるのだったら理想的だなという思いがしたのです。ですから、定員が10名であればそれに対応できるような体制をとっていただきたいと思うんです。今後の方針ですけれども、そのような対応をとっていくということを考えていますか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校の幼稚部に関しましては、まず一つは先ほど申し上げましたように、これは幼稚園の場合には義務教育ではございませんので、要するに定員を置いて募集ということで私たちやっております。現在は、幼稚部7校、沖縄本島北部地域、同中部地域、盲学校、ろう学校、宮古特別支援学校もあります。西崎特別支援学校、島尻特別支援学校等で7校に幼稚園を

設置しております。これまで7校の定員が60名でございますが、大体それに対して応募者は37名から43名の間でございます。ほとんど7割くらいの応募がありまして、今回がお一人の方が美咲特別支援学校で不合格が出たということと、西崎のほうで去年3名、ことし3名不合格が出たということで、これにつきましてもいろいろ地域と調整をしながらやっております。一つは、幼稚園の応募者がまず少ないということと、ある年には多いんですけども、美咲特別支援学校でも平成17年に9名が応募していますけれども、次の年は1名しかいない。次の年は5名、次の年は3名、今年は6名ということで、名護特別支援学校などは、4名、4名、4名、5名、4名、そしてことしはいなくて、1名やはりセンター的な役割をしますので、お父さん、お母さん、地域と相談をして1名入れていただいてという状況の中で、今回の美咲特別支援学校の件についても不合格を出された父母にとってはお互い了解をとりながらうまく調整をしていったと認識をしておりますけれども。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、陳情の内容で、在校生というんですか、そこに今通っている幼稚部の皆さんは、必ずしも皆さんを継続して幼稚部に置くということではないよ、希望者がふえれば、それによって選定もするということを校長から言われたということなんですが、そのあたりはどうなんですか。学校の方針にも個々の教育的ニーズにこたえる指導、支援の一貫性を図っていくということをうたっていながら、このようにして平等にするために今通っている子供たちだけじゃなくて、ほかに希望者がいればそこに入れて、あなた方は必ずしも入れるということではないよということはどのようにして教育長は受けとめていますか。

○諸見里明県立学校教育課長 美咲特別支援学校の場合も、幼稚部の入学者選抜実施要項によって定員はあらかじめ定められているのですが、今回これまで過去にほとんどが継続しているということから、校長が保護者に対して次年度も継続するということは伝えてあります。

○渡嘉敷喜代子委員 確認しますが、今いる子供たちも継続して、そのままいられるということですか。

○諸見里明県立学校教育課長 はい。そうです。希望すればですが。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり教育は一貫性をもって支援していくかなければいけ

ないと思いますので、そのあたりしっかりと今いる子供たちのために幼稚部を継続できるように、それをしっかりとやっていただきたいと思います。そして、定員が10名であれば、希望者がいればそれだけ受け入れるという体制もしっかりと整えていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 今、渡嘉敷喜代子委員の質疑の中で、継続して通学できると聞いて少しはホッとしています。まず、陳情第155号に関しての質疑をさせていただきます。2番で特別支援学校に対して調査を実施したとありますが、どのような調査をしたのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 教育委員会では、各市町村、それから特別支援学校を通して入学希望の生徒の状況調査を行っています。

○桑江朝千夫委員 陳情処理方針では、特別支援学校に対しての調査という表現ですので理解ができなかったのですが、各市町村の福祉関係とかそういうところとの関連をして、こういう特別支援学校の幼稚部に何というのですか、学校に調査するのではなくて、ニーズの調査というのはその対象親御さんたちになるのじゃないですか。あわせて伺わせてただきますが、そのことと、美咲特別支援学校に幼稚部があるということを、どのような方法で知らしめているというのかな、告知といいますか、そういった必要としている過程がわかるものはどうやって知らしめていますか。

○諸見里明県立学校教育課長 発達障害とか、障害を持つ幼児については、幼児期のころからお医者さんとか相談しながら、その気づきがあれば各市町村に届け出るとか、あるいは各市町村がその保護者の意向を調査して、それで入学決定していくことになります。そこには当然福祉機関であるとか、その辺と連携してやっております。

○桑江朝千夫委員 調査というものに関して、今のお答えでは市町村側がこの障害の程度であれば我が家でできるとか、うちの公立の幼稚園ができるというような振り分けをさせてから、それを見るという調査ですか。

○金武正八郎教育長 その調査につきましては、一つは市町村教育委員会の方が委員会をつくって、子供たち一人一人に対していろんな面談をして、その中でどちらがいいかというそういう議論もしながら、そして基本的には親御さんの希望です。もう一つは、特別支援学校においても公募しますので、そのほうにも足を運んで直接応募することもできますから、両方から何名いるかという希望調査をとっているということです。

○桑江朝千夫委員 公募と言われましたが、これまでどのような方法の公募の仕方をしたのですか。

○金武正八郎教育長 この募集の実施要項を幼稚部のある特別支援学校と各市町村の教育委員会に送ります。市町村の教育委員会は、そういう障害のある子供たちの情報を持っていますので、その情報に基づいて、その親御さんのはうにこういうことがありますよという形で情報を提供しています。その情報に基づいて、親御さんのはうから応募するかどうかはそこで決まります。

○桑江朝千夫委員 公募をした希望者と、そして皆さん方が調査をした結果の適切なというのかな、皆さんが判断した調査の結果の数はイコールになりますか。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように、平成19年度まではほとんど60名の定員に対して平成17年度は41名が応募して41名合格、平成18年度は60名の定員に対して37名が応募して37名合格、平成19年度は44名が応募して44名合格、去年が41名が応募して38名合格しております。これは、西崎特別支援学校のはうで3名不合格しております。平成21年度は60名に対して43名応募して39名が合格しております。そういう状況でございます。ですから、応募者は60名の枠に対して、大体37名から40名の7割の付近でして、去年、おととしと西崎特別支援学校と美咲特別支援学校に片寄せが出たということでございます。

○桑江朝千夫委員 今回、美咲特別支援学校に入園できなかった生徒、そして60名の応募者で43名という部分の、入園できなかった子供たちの理由は何ですか。

○金武正八郎教育長 特に理由というのは、その不合格された方は2校併願していました、つまり美咲特別支援学校の幼稚部と地域の公立の幼稚園に受験し

ていまして、そして6名受験した学校の中で、父母との調整の中で不合格された方はそちらのほうに行って、そして支援員をつけていただくという形で去年は了解を得ています。決して、何もせずに不合格ではなくて、地域と連携しながら、ケアできるかどうかやりながら6名の方全員について1人ずつそういうチェックをしながらできる方の調整を行いました。

○桑江朝千夫委員 調査と公募という形が、何か一緒じゃないかという感じがするのですけれども、別の観点からもう少しお伺いさせてください。美咲特別支援学校に関しては、ことし視察に行ったのです、僕らは。その資料からなのですが、幼稚部は平成13年度に設置されています。新校舎になったのが平成8年、平成13年に幼稚部を設置した理由というのを教えてください。

○諸見里明県立学校教育課長 本県の場合は、他都道府県の状況と比べてですけれども、設立当初は、まだ特別支援教育というのが一特に幼稚部ですけれども、充実してなくて、そのためにどうしても公立の幼稚部を設置する必要があったと、美咲特別支援学校もその一つでございます。

○桑江朝千夫委員 その当時は2クラスだったわけです。そのときの幼稚部の形態といいますか、保護者も一緒に通園する形態だったのか、午前中は幼稚部に通園させる子供のみの通園とかいうのがあります。どういう形態だったのか。

○諸見里明県立学校教育課長 美咲特別支援学校の幼稚部につきましては、知的障害に係る幼稚部でございまして、知的障害に係る幼児については親御さんは送り迎えとか、そこにはいません。沖縄盲学校とか、沖縄ろう学校の幼稚部につきましては、親御さんが御一緒するケースがあります。ですから、親御さんは一緒にいないという形になります。

○桑江朝千夫委員 その当時、平成13年は7名のすべてが学校に来て親御さんはタッチしないという形ですか。

○諸見里明県立学校教育課長 基本的にはそういう形をとっております。

○桑江朝千夫委員 次に、先ほど一番気になる部分が、どうしてクラスがふやせないのか、相当地域に回すのだということです。募集をしても定員に足りなくなるという、そして予算の関係があると聞いてはいるのですが、こんなふう

に陳情が出てきまして、その一番の不安は継続するかどうかという大きな一つの不安なんです。親御さんたちの、先ほどほっとするような答えが返ってきたのですが、これは実施要項によって単年度終了とするということ、しかし今回は継続しますと口頭では言っているのですけれども、こういう要項を変更することはできないのですか。

○金武正八郎教育長 継続につきましては、これまで基本的に本人が希望すれば継続という形を、私たちは各学校ともそういう形で実施をしております。それで、当面クラスを増にするかどうかにつきましては、私たちは今のところ、そういう形で市町村の教育委員会と公立の幼稚園で調整しながらうまくいっている部分がありますので、それも見ながら2クラス必要なのかどうかについては考えていきたいと思います。

あと一つは、応募者がまず少ないときもあって、年度によってその調査をしないとなかなかそういうことができないということがありますので、去年の1人についてはうまく調整できたということです。これから調整ができない場合には、また考えていきたいと思います。

○桑江朝千夫委員 継続についてですけれども、基本的にではなくて、確実に要項で継続をする、あるいは継続を妨げないというか、継続をする基本方針を盛り込んでもらいたいと思っています。これまで、発達障害の話も出ましたが、一番大事なものは途切れのない支援だということです。我々も、文教厚生委員会の中で、昨年あたりから親御さんのレクチャー等あります、途切れのない支援というもの認識をして一致をしているところですが、これではないですか。例えば、この幼稚部は3歳から入園できる、そして5歳、そして小学校に上がっていく、美咲特別支援学校というのは大変そのシステムがすばらしいなと思うのです。これこそ、中等部まで途切れのない支援ができる施設になっている、支援学校になっているのです。ところが、一番最初の幼児のときに3歳、4歳そして定員オーバーをしてしまうと、そこから出でいかなければならぬという可能性も秘めているわけですよ、今ままでは。それが一番親御さんの不安なところなんです。ぜひそのところを確実に継続していくけるものだということを、要項の中にうたうことができるかどうか、もう一度。

○金武正八郎教育長 要項に、基本的に継続ができるように前向きに盛り込むように検討いたします。

○桑江朝千夫委員 クラスをふやさせる話に行き着くのですが、やはり徹底的に応募をかけるというか、美咲特別支援学校の保護者の皆さんに、ここは本当にすばらしい施設、環境もいいし設備も整っている、教室も広い、何よりも先生、指導員、補助員、すばらしい。本当に、我が子がだんだんと成長していくのが見えるといって絶賛しているのです。こういうことがわかれれば応募者がふえるはずですし、悲しいことに一人が選抜に漏れたということが新聞に書かれているわけです。この言葉を使っていうと、選抜に漏れた、僕は、美咲特別支援学校が最後のとりでだと思うのです。そこから支援されなくなったら、ちょっと誤解があるかもしれません、そこに行けなくなった子はどうなるのかなと思って、それが心配です。施設的にも、教室の広さから見ても2クラスは十分にとれるような広さでしたし、器材、器具も充実していますし、教育の理念だけではなく、福祉の理念からしても、教育長、ぜひニーズが本当にあると思っています。その保護者の皆さん、そういった子供を抱えた皆さんへの期待にこたえられるように、学級増に関して検討をしていただきたいと思います。先ほどの継続の件はぜひお願いをいたします。そして、感謝をいたしますが、ありがとうございました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 まず、たくさん出ています陳情平成20年第50号以下9件でしょうか、1ページの沖縄県立図書館八重山分館についてお聞きいたします。陳情処理方針の中にあることで、廃止の理由をもう少し明らかにしたいと思うんですけれども、平成13年7月18日付の文部科学省の告示、市町村は住民に対して適切な図書館サービスができるよう公立図書館の設置に努めることということも廃止の根拠になっているのでしょうか。

○金武正八郎教育長 はい、その一つになっております。私たちとしては3つ挙げております。その中の一つにもなっています。

○比嘉京子委員 その3つの廃止理由をもう一度お願いします。

○金武正八郎教育長 まず一つは、行財政改革等の視点からです。そして、2点目は、申し上げたように文部科学省の告示の点からです。3点目は、初期の目的、役割の点から、私たちは理由として挙げています。まず、行財政改革の

視点から申し上げますと、平成18年3月に沖縄県行財政改革プランが作成されまして、公の施設の管理のあり方の見直しを行うこととなっております。それに伴いまして、効率的かつ効果的な行財政運営に努めるということにされていました、県の厳しい財政状況等を総合的にまず判断したのが1点でございます。2点目は先ほど申し上げましたように、文部科学省のほうから図書館の設置促進について都道府県は市町村に図書館の設置及び運営に関する指導、助言を行ってくださいということがあります。ですから、できましたら県としては、市町村に図書館をつくっていただきたいと、そして住民にサービスしていただきたいと、これが2点目でございます。3点目は、沖縄県立図書館宮古分館は昭和3年8月、沖縄県立図書館八重山分館が大正3年6月であります、当時は図書館もございませんでしたので、地域住民に図書の貸し出し等の文化の振興を図る趣旨で設立をしております。現在、宮古島市も、石垣市もそれぞれ市立図書館が、すばらしい図書館ができていますので、それに伴って最初の初期の目的や役割は十分果たしたのではないかなという、その3点から私たちとしては沖縄県立図書館八重山分館については廃止ということでございます。

○比嘉京子委員 この沖縄県立図書館八重山分館というのは石垣市だけが目的ではないのです。初期の目的からすると、私はもし廃止をするならば、石垣市以外の竹富町などそれぞれの離島の図書館の、いってみれば役割として、それぞれの島々にそれなりの機能ができるから一手を引くのならば、まだ受け入れられると思うのです。そこができないままに、ここの行財政改革の先頭に立って図書館を廃止するというのは、これは図書館行政にとってある意味で自殺行為ではないかなと私は思うのです。そういう意味で、皆さんにおっしゃる初期の目的とはどういう目的ですか。

○金武正八郎教育長 初期の目的というのは、そのころは図書館というのがなくて、文化的な面で情報をとるのが少なかったことだと思っていますけれども、今お話ししております竹富町、そして与那国町につきましては、私たちとしては、これまで沖縄県立図書館八重山分館が果たしてきたものをそれぞれの役割とか、これまでやってきたサービスとかを低下させないで、それ以上のものをやっていこうというのをいろんな形で考えています。ですから、決して竹富町とか与那国町をそのままにするわけではなくて、最低でも今のサービスを守ると、それ以上のものを提供していきたいという気持ちで私たちはおります。

○比嘉京子委員 思いは評価いたします。それぞれの竹富町、与那国町において、実際にこれを廃止した後どういう方向でいくという話は詰めているのですか。サービス低下を防ぐための話し合いをです。

○石垣安重生涯学習振興課長 まず、現在、沖縄県立図書館八重山分館が与那国町、竹富町で行っている一括貸し出し、移動図書館、そして団体貸し出し等を引き続き行うということがまず1点です、廃止後です。もう一つは、現在、沖縄県立図書館八重山分館にある資料等を与那国町、竹富町の学校の図書館に寄贈できるものがあれば寄贈し、地元の学校図書館等の充実に努めていきたいと考えています。

○比嘉京子委員 その点については、両町は皆さんの話について理解を示しているのでしょうか。

○石垣安重生涯学習振興課長 図書については、与那国町の機関について、もし廃止するならば図書を提供していただきたいと、そういう申し出等は聞いております。

○比嘉京子委員 皆さんこの問題が出てから、この平成21年度はどのような話し合いがどれくらいの回数されているのですか。

○石垣安重生涯学習振興課長 平成21年度は、先ほど出ました耐力度調査の結果を踏まえて説明会をするということですので、現在は説明会はやっておりません。

○比嘉京子委員 ここで理解が得られるまで廃止ということにならないようにお願いしたいのですが、それはどうですか。

○金武正八郎教育長 私たちとしては、去年1年理解が得られなくて、1年延期いたしました。ことは1年間延ばして、今年度中に廃止という方向性は基本的には変わりませんけれども、今度は耐力度調査の中で、現在、沖縄県立図書館八重山分館は構造上危険な建物ということが出ましたので、地域の理解を得られるように最期まで私たちは粘り強く地域と話し合いを続けていきたいと思っています。

○比嘉京子委員 この文面からいたしますと、那覇市にある県立図書館も老朽化をしてくると、那覇市においても図書館を充実する、または那覇市に手渡していくということで、那覇市にある県立図書館も将来はその検討に属すると理解するのですが、それもお考えなのですか。

○金武正八郎教育長 県立図書館は、全市町村の図書館のセンター的役割もありましょうし、それから各市町村の図書館をいろんな形で支援する、県として大きな中枢機関ですので、やはり大事だと考えています。ですので、沖縄県立図書館八重山分館等につきましては、先ほど申し上げましたようにいろんな事情がありまして、私たちとしてはやむなくそういう廃止の状態に、これから話をもっていくわけですけど、地域の方々にそういうことを申し上げて、特に大事なことは竹富町と与那国町がこれまでと変わらない、これ以上のものをやりますという形を示して理解を得ていきたいと強く思っています。

○比嘉京子委員 今の平成13年度の文部科学省の告示が廃止の根拠の一つ、三つのうちの一つですから貸出冊数の云々ではないと、行財政改革と、これということが皆さんの大好きな廃止理由ですよ。そうすると、離島は切り捨てなのかという論にどうしてもいくのです。ということは、3分の1または2分の1の理由は那覇市にある県立図書館にも当てはまるわけです。那覇市がそれを充実させていきなさいというと、市町村の図書館が充実されていくように皆さんに支援していく、そして県立とか云々というのはなくてもいいと、そういう考えにとられるんだけど、那覇市にある県立図書館は別格ですよ、中枢だから残しますよという論なのか、そういう通達に沿って宮古分館、八重山分館を廃止しますよというわけです。どう違うのかということを、やはりきちんと説明がつかないといけない。今、竹富町、与那国町というけれども、竹富町と一言でいうけれども、たくさんの島があるわけです。たった2つの町ではないわけです。そういうことを考えると、充実こそさせてこなくて、予算を削ってきて、利用頻度云々という問題は本末転倒であると思うんです。そういう論は成り立たないのではないかと私は思うのです。そこをきちんと説明ができますかという質疑をしているつもりです。

○金武正八郎教育長 先ほども申し上げましたけれども、県立図書館と市町村立図書館の役割と機能についてなんですかけれども、県が設置する図書館につきましては域内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言を計画的に行っていくということが

県立図書館の役割でございます。市町村立の図書館は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう公立図書館の設置に努めるとともに、住民の生活権、図書館の利用権等を十分に考慮して、当該市町村の全サービス網の整備に努めるものとするという形で役割は分けられております。

○比嘉京子委員 では、ここではこれが理由になってはいけないと思うのです。なぜかというと、そういうふうに現実的にはまだ整備されていないわけですから、私は今年度いっぱいというのをやめていただきたい。きちんと充実して納得がいくならいいです。けれども突然のように浮上して、これだけの陳情が上がってきて、そして見切り発車をするような行財政改革というのはあってはいけないと思うのです。そういう意味で、今年度理解が得られなければきちんと継続して、地域、地域に本当に皆さんおっしゃることが担保される、そのことが理解されるならば、それは次年度以降に新たに議論されることではないかと思うのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 基本的には、私たちとしては今回耐力度調査について危険な状態にある建物であるということが出てまいりましたので、今までは沖縄県立図書館八重山分館は存続できないという状況です。それもあわせて、これまでの私たちの説明も十分に納得できるように地域の方々に説明をして、今年度中に廃止ができるように努力していきたいと考えています。

○比嘉京子委員 今、学校関係で築35年になっている建物で存続しているのはないですか、あるのですか。

○前原昌直施設課長 学校施設につきまして、大体28年から三十二、三年で、ほとんど改築の対象となっております。

○比嘉京子委員 県立芸術大学は何年になっていますか。今問題になっている県立芸術大学の建物は40年たっているのではないですか。

○前原昌直施設課長 県立芸術大学は把握しておりません。

○比嘉京子委員 だったら、もっと前から計画に入っていないとおかしいです。耐力度調査の一、二年ももたないのか、何年かもつのか。これは建築の条件によっても違うと思うので一概に比較できませんが、耐力度調査についての透明

性を求めるといいますので、資料の提出を後で求めるといいます。私は、ことし1年延期ができない、2年延期ができないと私たちの視察の外見だけでは言えないけれどもそう理解をしています、この委員会は。ですから、皆さんも今は、いわゆる行財政改革を推進するための本当に一手にしか見えません。ですから、一、二年も待てないのか、ほかは幾ら言っても放置されているのに、こういうときだけ盾にとるのかとそういう論にとりかねないですから、きちんと透明性を求めていきたいと思いますのでぜひ出してください。それからもう一つは、絶対にそういうような皆さんの意向というのは今ここでは証明ができません、議論ができない。ですから、それもごねる材料に使わないように私は希望いたします。

それから、次はサンゴについて、20ページの陳情平成20年第137号についてお願いします。ここにおける陳情処理方針、アオサンゴはインド洋、太平洋のサンゴ礁域に広く分布しており、本県の象徴という意味においてほかの造礁サンゴ種と比べて際立った特徴を有するものではありませんとおっしゃっている根拠をお示しいただきたい。

○大城慧文化課長 アオサンゴにつきましては、インド洋から太平洋にかけて分布している造礁サンゴの一つだということでとらえていまして、沖縄県近海だけに生息しているということではないということから、世界的に分布しているということあります。

○比嘉京子委員 皆さんが根拠にした資料を、後で提出していただきたいと思います。何々を見たとお願いします。皆さんは、根拠に日本サンゴ礁学会の評価等は手に入れておられているとは思いますが、それも踏まえていろんな専門家の意見の中でサンゴ礁に対する勉強会等に出席しているとすごい乖離があるのです。皆さんのこの文言に大変なギャップがあるのです。そのために質疑をしているのですけれども、こう言ってのけるだけの材料が必要だと思うのです。例えば、このアオサンゴがこういう地域に分布しているというのも大きさであるとか、一塊であるとか、遺伝子レベルであるとかそういうことからしてみても大して取り柄のないという判断なんですか。

○大城慧文化課長 今サンゴそのものの大浦湾が、遺伝子的にも新しく違うということで新聞報道でも見たんですけども、それは非常に貴重なものだと思っていますけれども、ただほかの石垣市白保とか、西表島の舟浮、それは今調査をして一つの調査報告書を出していますけれども、主としてサンゴそのもの

ではなくて、それを含んだいわゆる地形を含めてのデータ的なものから大浦湾のものが特に際立っているという判断はしていないということでございます。

○比嘉京子委員 際立っていない判断はどこからあるのですか、大きさですか、何ですか、地形ですか、遺伝子ですか、サンゴの種類ですか。

○大城慧文化課長 まず、天然記念物の指定の一つの要件に挙がるのですが、沖縄県を代表するようなサンゴであるかどうか、それから沖縄特有のものであるかというようなことから見て、特にそこがそうだということではないということでございます。

○比嘉京子委員 日本サンゴ礁学会の、今おっしゃったいわゆる石垣市白保、それから白保外洋とリーフ内、それと石垣市の明石、それも比較したデータ等があるのですけれども、こここの特徴というのは、ここで言っているように、やっぱり一塊としての大きさが特異的で、世界的でまれにないという大きさだと言っているわけです。30メートル掛けるの50メートル掛けるの高さ、高さにおいて12メートルというのはなかなか得られない。しかも、それが一つの塊にあるというのは世界的に類を見ないという評価があるのです。それについても他と疑わない問題であると言ってのけていいのかどうか。

○大城慧文化課長 それにつきましては、確かに長さ50メートル、幅30メートル、高さ12メートル、水深10メートルの深いところに生息しているアオサンゴとしては非常に貴重なものだということで理解していますけれども、ただ天然記念物の指定の基準といいますか、その中から、例えば沖縄固有のものである、あるいは沖縄の象徴的なものであるということからすると必ずしもそうではないのではないかということで考えていますけれども。

○比嘉京子委員 とても残念な文章だと思うのですけれども、インド洋、太平洋のサンゴ礁域においてとあるのですが、このアオサンゴが、今出ているところが北限だとすると価値はないのですか。

○大城慧文化課長 おっしゃるとおり、もしそれが北限あるいは沖縄が一番北の分布限だとすると、別の視点からも非常に貴重なものになると考えています。

○比嘉京子委員 ここに書いてある陳情処理方針は、皆さん非常にデータ不

足の感が強いです。私は、もっと皆さんに資料収集をしていただきたいと思うのです、どうですか。

○大城慧文化課長 これにつきましては、文化課でもサンゴ調査をしておりまして、大浦湾につきましてもいろんなデータが出てきているところですので、もっと調査研究はこれからやっていく考えはあります。

○比嘉京子委員 沖縄県が、サンゴ調査をかつてしていながら発見していないのです。沖縄県の調査というのが、どういうレベルなのかということも問われなければいけないと思うのです。こんな大きな塊があったにもかかわらず、2007年9月に民間が発見しているわけです。だから彼らでもまだ眠っているかもしれない。そういう中において沖縄県はそこを指定していながら、しかもそこにサンゴを中心として、サンゴだけではないけれども生物多様性の区域のIランクとしているわけでしょう。それに対して、このような表現でいいのですかということなんです。ですから、ぜひ皆さん、この表現に関して、私は非常に皆さんに認識の不足を指摘したいと思っています。もう一つ、大浦湾のアオサンゴ群が県内のほかの地域といつても、ほかの地域とどう違うのかということになればいけないわけです。ほかの地域に比べて検討する状況にはないと言っているわけだから、これは天然記念物とはまた別個です。天然記念物に指定されるためにクリアされるべき課題はあるかもしれません、まず評価の観点が余りにも乖離しているので質疑しているわけです。そういう意味でいうと、これは日本サンゴ礁学会の報告でも出ています。私の手元にあるだけでも2報は出ています。それから、もちろん今言うIUCN、レッドデータリストⅡに載っているわけなんです。そういうような観点等の資料を、皆さんこの文章に書いた資料を私は提示したいと思います。ぜひ再検討をお願いします。

次にいきます。42ページの発達支援のほうにいきたいと思います。陳情第124号、ここではきのうも多く質疑が出ておりましたので、ここでは特に学校等の支援体制、人材等、または巡回支援等について伺いたいと思います。まず最初に、一番最後のほうが気になりました。不登校児童生徒への評価についてもというのがあるのですけれども、私は発達障害の沖縄県のおくれ、いわゆる早期発見、早期支援のおくれからくる児童期以降の2次障害、3次障害について懸念をしています。皆さん実態を把握していることでいいと思いますけれども、つまり2次障害、3次障害という障害について、例えばいじめ、学力低下、学力意欲の低下、引きこもり、不登校、非行、それから行為障害、犯罪、精神

的な問題です。P T S Dを含めた抑うつ、そういうような解離性障害等もありますが、そういうことで手当を受けなくて、児童になり、生徒になった子供たちの2次障害、3次障害であろうと思われる実態把握はあるのですか。

○上原敏彦義務教育課長 不登校児童生徒について、医療機関等で発達障害と診断された児童生徒及び学校のほうでその疑いがあると思われる児童生徒は、こちらの調査では不登校生徒の約10%ということで確認しています。

○比嘉京子委員 不登校児童生徒は、何名いるのですか。

○上原敏彦義務教育課長 平成20年度の調査でございますけれども、平成20年度は1865名となっております。小学校、中学校を合わせてです。

○比嘉京子委員 では、1865名の10%の186名、おおよそそれぐらいが発達障害の子供たちであるという理解でよろしいでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 はい。

○比嘉京子委員 不登校以外の、今私が挙げたいじめであるとか、虐待であるとかそういう観点から挙がっていないのですか。非行も合わせてです。

○上原敏彦義務教育課長 不登校全体の約10%という数字しか把握しておりません。

○比嘉京子委員 皆さんができる発達障害の児童生徒は、総数何名でいらっしゃいますか。

○諸見里明県立学校教育課長 本県の発達障害の実態調査によりますと、小学校、中学校の全児童生徒の3.4%となっております。数字にしますと、約5000名という数字になります。

○比嘉京子委員 数字についてはこれくらいにしますけれども、そこでやはり学校現場としては受入体制と支援体制がどのようにになっているのかということをお聞きしたいのですけれども、今質疑でやりましたように特別支援学級を5名から8名で1クラスを設けるという基準といいますか、これは本県の基準で

はなく文部科学省のものなのですか。発達支援の子供たちの受入体制といいますか、そういう体制は今どういうことができて、どういうことが課題ですか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的には、通級指導教室がございます。それから特別支援学級もありまして、それから通常学級にいる児童生徒につきましては支援員がついておりますので、そういう形でサポートしております。

○比嘉京子委員 特別支援員が全部についているという理解でよろしいでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的には、特別支援員が全部についているわけではなくて、ついていない場合は校内支援体制等あるいはあいてる先生方を活用する等そういうことで対応しております。

○比嘉京子委員 特別支援員の充足率はどれくらいでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 小学校、中学校におきましては、沖縄県全体で659名が必要とされると出てきておりますが、実際は特別支援員は417名でございます。

○比嘉京子委員 小学校、中学校全体でいいですか。

○上原敏彦義務教育課長 はい、全体でございます。

○比嘉京子委員 パーセンテージを後でほしいと思います。その次に、皆さんの43ページの5番の陳情処理方針のところにもありますし、それから幼稚園のほうにもあったかと思いますが、いわゆる巡回アドバイザー専門家チーム、アドバイザーをやっているところだという表現がありますが、その実態というのはどうですか。課題もありましたら挙げてください。どういったところが問題ですか。

○諸見里明県立学校教育課長 巡回アドバイザーは、各教育事務所単位に配置されておりまして、主に特別支援学校の職員、福祉関係相談員を委嘱しております。各教育事務所単位での配置状況は、各地区に計74名の巡回アドバイザー

を配置しております。それから活動状況ですけれども、平成20年度は各学校からの要請等がありまして、102件の派遣要請がありまして、アドバイス等を行っております。

○比嘉京子委員 各地区に74名が配置されているというお話でしたが、この74名の人というのはどういう専門家なんですか。

○諸見里明県立学校教育課長 特別支援学校の職員であるとか、あと福祉関係の相談員等を主に委嘱しております。

○比嘉京子委員 これは学校から要請があつたら出向くのですか。それとも定期的に巡回しているのでしょうか。巡回というか、定期的にやっているのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 基本的には、学校からの要請に応じて活動しております。

○比嘉京子委員 では、嘱託をされていて、要請があつたら動くというような環境にあるのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 はい、そうです。

○比嘉京子委員 これは、もっと強化すべきだという認識があるのでしょうか。このままで十分やっていけるという認識でしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 巡回アドバイザーも、こうして活動しているのですけれども、それ以外に特別支援学校というのは地域のセンター的役割を担う立場として、いろんな形で各学校に出向いたり、サポートしたり、研修等いろんな支援をやっております。

○比嘉京子委員 では、もう一点、学校の特別支援学校教諭免許取得について陳情処理方針に今年度80%をめどにしていると、目標計画に取り組んでいると、43ページです。その見通しについてお伺いします。

○諸見里明県立学校教育課長 この辺いろいろと誤解がありまして、これまで

は我々が調査した中では71.9%の教員が保有していると、80%を目標にすることを申し上げておりましたけれども、平成19年度に特別支援学校の免許状の更新に伴い文部科学省の調査方法が変わりまして、その結果、本県の状況が文部科学省の新たな調査によりますと50.7%という形となっております。これは、これまでの我々の調査方法と違っておりますし、我々は臨時的任用職員とか非常勤講師それを除いた本務でやっていたのですけれども、この新しい調査では臨時的任用職員を含めた形での調査となっているということ、さらに当該障害種の免許状を持っていないと、持っていない形になるとそういう形で厳しい調査結果となっております。

○比嘉京子委員　これは、今私は文部科学省を支持したいと思うんです。子供たちが受ける、先生方に接するのはだれが本務なのか、だれが臨時的任用職員なのか、だれが非常勤職員なのかだれにもわかりません。ですから、子供たちにどういう先生が接するかということに関しては、本務でなければいけないということではいけないと思いますので、文部科学省はその筋でいいのではないかと思います。この件に関しましては、今後注視しておきます。

最後に、教育長に伺いたいのですが、特別支援学校は5名を下限とするというところの臨機応変について、市町村の教育委員会と調整を、ニーズに応じて緩やかにといいますか、例えばことし5名いたけれども来年4名になるとかということもあるかもしれませんし、二、三名だけれどもおいてほしいと思っているところもあるかもしれません。そういういろんなところが想定できますので、市町村の教育委員会に対しての皆さんアドバイスといいますか、連携を、やっぱりニーズを最大限にどうやって受けしていくかというような観点で調整をしていってほしいと思うのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長　特別支援学級の設置につきましては、比嘉京子委員がおっしゃっているように市町村のニーズ、そして市町村の要望にこたえるように、私たちとしては前向きにやっております。まず基本的に、これは公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律でやって、8名を1クラスと定員が打たれています。8名を超えた場合は2クラスにするということでございます。本県では、市町村から申請をするときに、基本的には特別支援学級の設置は市町村がやりますので、市町村が必要に応じて申請をするときに何名以上いれば申請ができるかとなると、私たちは同意事項として5名以上を目安にしましょうと、5名以上のときは申請をするという形になるのです。それ以外になった場合は1クラスにする、しかし5名に満たない場合にはいろいろ

調整をして4名のときもやりますし、特別に何か難しい場合、それ以下の場合もあるわけです。一、二名でもできるわけです。それから新規の場合はそうですが、継続の場合には、例えば前は5名いましたけれども、卒業していって1名しかいない、2名しかいないという場合は、それはそのとおり継続をして1名で1学級ということもやっています。本会議でも申し上げましたけれども、4名以下が73%となっております。

○比嘉京子委員　冒頭でお聞きしました2次、3次障害の子供たちの実態ということを、もうちょっと皆さんに把握していただきたいということと、そういうことにならない支援体制という点では大人の規定ではなくて、子供たちがいかに早く支援が受けられるかという観点にみんなが立って、フォローしていただきたい。そして、最後に沖縄県においては指導計画の策定等も含めて、ぜひ急ピッチに前進をしていただくようにお願いして終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員　2つの陳情について質疑させていただきたいと思います。まず、54ページの陳情第155号の美咲特別支援学校のことなのですが、まず教育長、教育委員会の一つの見解として、この幼稚部の選抜、この形というのは本人の障害程度だけではなくて、周辺の状況等も総合的に判断をするというお話をしたけれども、これも一定の理解はできると思うのですけれども、非常に保護者の皆さんからは、この子供たちが集団生活へ順応できない幼児、総合教育についていけない幼児、残念ながらこのような幼児を受け入れる学校の教員配置数も非常に少ないということで、今継続してぜひ美咲特別支援学校で通わせたいという思いがあると思うんですけれども、こういった公立の幼稚園とか、認可保育園とかに学ばせたいという親御さんもいるだろうし、またこういった特別支援学校で学んでほしいとおののの希望があると思うのですけれども、私はまず第1次はあくまでも子供、そして保護者の意向が、希望が大事じゃないかと思うのですけど、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長　上原委員がおっしゃるとおりだと思います。やはり、私たちも幼稚部の定員の設置につきましても、基本的には親の要望、親のニーズそれにこたえるような形で基本的には進めて、これからもやりたいと思います。これまでもやってきたとおりです。

○上原章委員 今回の皆さんの中情処理方針で、この入学希望者について調査を実施していると、これは毎年やっているのですか。

○金武正八郎教育長 はい、毎年2回やっています。

○上原章委員 先ほど、全体7校の中で定数が割れるケースが多いと、ただ今回の美咲特別支援学校、西崎特別支援学校においては、この一、二年選抜から漏れた子もいると、そういう状況なんですけれども、来年の各7校、今の時点ですで希望を越える学校もあるのですか。

○金武正八郎教育長 今集約中でして、手元には次年度のデータを持っておりません。

○上原章委員 これいつわかるのですか。

○金武正八郎教育長 10月末までには、データがまとまるということあります。

○上原章委員 データがまとまった段階で、極力希望する子供たち、保護者の希望を最大限に、この子供たちが特別支援学校で学べる努力をしていただきたいわけですが、今回、先ほどの答弁で美咲特別支援学校に関しては継続して5名やっていきたいと、当然、私もそれは尊重していただきたいのですが、とともに美咲特別支援学校で学びたいというお子さん等もいると思うんです、親御さんも。そうなった場合、定数が5名なので、この人たちは申し込んでも入れないという認識ですか。

○金武正八郎教育長 まずは、私たちは各教育委員会、それから市町村教育委員会、そして各特別支援学校の幼稚部のある学校を通していろいろ周知をしております。それを希望した方々については、私たちは最大限に親の要望にこたえるような形で調整をしてまいります。今回の美咲特別支援学校の件も、また西崎特別支援学校の件も親御さんの要望といろんな形で調整をしながらやっています。今回の西崎特別支援学校の5名も、まず親が継続を希望すればという前提がありますので、中には小学校は普通学級に行かせるので次の幼稚園は公立に行きたいとー市町村のですーそこに行って1年はならして、そして普通の

小学校に入れたいという親もいて、いろいろ動きもありますので、私たちは基本的には上原章委員が先ほどおっしゃったように親の意向を踏まえながら調整してやっていきたいと思っています。

○上原章委員 ですから、その親御さんが全員4歳だと聞いていますけど、今度5歳になると、その中で全員が希望をされた場合、当然その方々はしっかりと受けるべきだと思うのですけれども、それ以外にぜひ入学したいという形があった場合、私はもともと美咲特別支援学校に関しては2学級受け入れる教室もあるということも考えれば、これはしっかりと努力をしていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 2学級ということの確約はできませんけれども、まずは基本的には親御さんのニーズ、そして要望にこたえる形で調整をしていきたいと。これまでもそうお互い市町村、親御さん等いろんな方と調整をする中で言ってますので、もしそういうのが課題で出てきましたら前向きに検討していくたいと思っています。

○上原章委員 幼稚部は、3歳から5歳という3学年の年齢が預かれるわけですが、先ほど地元の幼稚園にという親御さんの理解をいただければという話がありましたけれども、幼稚園とは何歳を受け入れるのですか。

○金武正八郎教育長 主流は5歳児ですけれども、1年保育ですけれども、大変少なくて県議会に言わわれていますけど、3歳児、4歳児、そして3年保育も少なくあります。

○上原章委員 現実は、大変厳しいのかなと思いますので、極力皆さん特別支援学校で受け入れる最大の取り組みをしていただきたいと思います。それで、実は西崎特別支援学校でも同じようなことが起きていると聞いています。そういう意味では、この子供たちが希望する環境をつくっていただきたいなと思っております。もう一点、先ほど定数が60数名に対して40何名前後でこの数年続いているというお話をしたけれども、先ほど毎年2回希望者の数字を掌握していると聞いていますけれども、ある程度、7校が、どれだけの希望者がいるのか前もってわかるわけですよ。その中で、美咲特別支援学校のように定数が明らかに多いという予測をされるケースもあると思うのですが、定数が割れた場合の2次募集とか、そういう対応は保護者からも、少しは遠い通学の距離に

なってもそれでもそういう環境で育てたいのだという場合、そういった2次募集、定員が割れたところの対応というのも必要ではないですか。今それがされていないと聞いているのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 2次募集はやっておりませんけれども、空き定員がありますので、途中でも転校のいろいろあれば、そういうことについて対応しています。

○上原章委員 ぜひ、あくまでも私が話したように、本人そして保護者の希望これが第一だということです。その希望をかなえる最大の取り組みが、私はまだまだやれる余地があるので、しっかりとお願いしたいと思います。

次に、最後に57ページの陳情第178号。いよいよ県も、この発達障害児に対する新しい整備計画をつくりました。教育委員会としても、総力を挙げてこの発達障害児の支援体制に努めていただきたいんですが、私は一転、不登校児童生徒への支援の充実ということで、巡回教育相談員とスクールカウンセラーといろいろ皆さんなされていると聞いておりますが、具体的にこれだけ数千人いると言われている障害児に対しての具体的な相談というものは主にどういったものがありますか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、先ほど委員からありましたようにスクールカウンセラーとか、巡回教育相談員、それから今年度はスクールソーシャルワーカー等も配置してございますので、そういう専門の方々を活用しながら、子供自身、それから保護者への相談等も行っています。例えば、不登校の児童生徒に対して、朝家まで呼びに行って、学校に出て来れるという状況であるかを確認したり、その子自身がどういうことで困っているのか、そういうことを校内の中で相談したり、そういうことをやっています。遊び、非行型の子供たちに対しては、やはりスクールカウンセラーが直接に校内の相談室等で相談するということになっています。

○上原章委員 いろいろ現場の切実な声があると思うのですけれども、しっかりとカウンセリングしてほしいのですが、1点だけお聞きします。小中学校に在籍しながら、この子供たちをしっかりと療育していくわけですよ。学習指導していくわけですけれども、市町村の中で、その子供がなかなか学校に行きたくないという中で、地域の子供センターとか療育センターに行って、そこでしっかりとケアをする、いろんなそんな保護者の思いもあってやっているのですけれ

ども、私も現場を見てきましたけれども、その中で療育センター等でしっかり学んでいる子供たちは出校扱いしていただいているのか、どうでしょうか。

○上原敏彦義務教育課長 基本的に、市町村等で適用指導教室等ございます。そういうところに通っている子供たちについては出席扱いされております。

○上原章委員 この療育センターの責任者の方がおっしゃっていたのですが、この学校長の判断で、この出席扱いをしてもらう、もらわないという部分があるらしいのです。学校によっても違う、また校長先生が変わってまた違う、そういう現状があるそうですので、この辺の実態を調べていただいて、私は子供たちはしっかりそこへ行って少しでも療育をして、いろんな療育センターで育していくことが非常に大きな意味があると思うのです。そういう意味では、学校現場でも理解をしっかりとしていただかないと、この子供たちをどうみんなで見守っていくかということを考えれば、当然、学校もしっかりその現場を見ていただいて、その辺の配慮もする必要があるのではないかと、教育委員会としてはしっかりとした基準を設ける必要があるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 子供たちにとって、行きたい学校は友だちと会いたい学校でなければいけないのに、不登校が出るのは大変残念だと思っています。そういう子供たちに対しては、私たちは基本的に全部出席扱いをするという姿勢でございます。ですから、個々のケースがどうだったかということについてもう一度把握をして、基本的には子供たちがしっかり成長していくような形で支援をしてまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後12時17分 休憩

午後1時36分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 新規の51ページ。30人学級についてお伺いしたいと思います。まず基本的なことから教育長に確認をお願いしたいのですが、この30人学級が県知事の公約であるという認識はございますか。

○金武正八郎教育長 はい、認識いたしております。

○奥平一夫委員 公約であるならば、30人学級完全実現ということはいつまでに完全実現ということになるわけですか。

○金武正八郎教育長 私たちは、当面として、ことし2年生までを実施して様子を見るという姿勢であります。

○奥平一夫委員 それは、公約を認識しているということと相違しませんか。

○金武正八郎教育長 知事が、30人学級の趣旨を、この間本議会で答弁しましたけれども、知事は、低学年のほうで実施して様子を見たいというお話をしていますので、私たちもできるだけ当面は小学校1年生、2年生で実施して、その後については30人制度設定検証委員会等で国の動向、それから他都道府県の実施状況、今やっている小学校1年生、2年生の学校の効果等を判断をして、拡大していくかどうかを含めて検討していきたいと思います。

○奥平一夫委員 公約には、30人学級の完全実施と実現と明記してあるのです。これを一つ、マニフェストにして選挙に戦って勝ち抜いてきたわけですから、県民のこれだけの支持を得て当選したからには、この完全実施というものを任期中に実現する、これが公約の実現だと私は思うのです。そういう意味では、今の教育長の発言は、知事の公約実現を県民と約束したことについてどうも歯切れの悪い答弁になっていると思うのですけれども、知事の公約という認識がまだないように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 4年ができるかどうかについて、公約の趣旨が一つずつ実現されつつあると、いつまでに実現できるかについては定かではございませんけれども、まず去年は1学年、ことしは2学年という形で一つ一つ公約が実現されつつあると認識しております。

○奥平一夫委員 非常に苦しい答弁だと思うのですけれども、確かにこれまで

30人学級の公約実現について知事は一言もお話になつてはいらっしゃらないし、ほとんどが教育長に丸投げをされている。財源も伴わないような形で四苦八苦されて、相当苦労されているということは非常に理解できるし、教育長の意欲は非常に買いたいと思います。そういう意味で、僕らが今公約書、ちょうど持ってきたようですからお伺いしますけど、元に戻りますけど、公約とは何ですか。

○金武正八郎教育長 公約とは、その政治家の方が、任期中に自分が実現を目指して求めていく目標だと認識しております。

○奥平一夫委員 そういうことで、現状はどうでしょうか。

○金武正八郎教育長 今公約をとつて確認しましたけれども、小学校において1クラス30人学級の導入を目指しますということで書かれておりますので、私たちとしては一歩一歩この公約の実現に向けて、進んでいると認識をしております。

○奥平一夫委員 確かに、教育長の公約ではないですから苦しい答弁であることだけは間違いないし、また言ってる、質疑している、私のほうも何か申しわけないような気持ちで質疑をしています。ただ、知事は責任をもつて財源をしっかりと裏づけて、教育長に30人学級を実現してくれというふうなことをきちんと約束すればよろしかったのですけれども、知事は財源なしでやってくれというお話だと思うので、その辺、非常に限界もあると思っております。そういう意味で、来年ー今小学校1年生、2年生をやっている途中なんですけれども、平成22年度の整備計画といいますか、30人学級に向けての計画というのは、いわゆる知事の就任の最終年度になるのですけれども、どれくらいを目指していらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 次年度につきましては、文部科学省もいろいろこれから大きな動きがあると思いますので、国の動き、全国の実施状況、そして今やっている学校の効果等をしっかりと検証していきたいと思います。30人制度設定検討委員会等で引き続き検討していきたいと考えています。

○奥平一夫委員 その今出ました30人学級制度設計検討委員会というのは、成果というのはいつ出る予定なんですか。

○金武正八郎教育長 まず一つは、加配定数、いろいろ検討して進めておりますけれども、実際にこの定数が定まるのが大体2月ぐらいですので、毎年2月後半にその方針を出しております。

○奥平一夫委員 本来、公約であるとういうふうなことならば自主財源を充てるということのほうが、むしろ公約という形での実現は非常に公約らしいんですけども、今教育委員会で出されているのは国の加配事業で、それを充てて非常にやりくりをされているというふうなことなんです。そういう意味では、国の加配事業あと1学年拡大をしていくということは可能性はあるのですか。可能性として、枠を3年まで広げるとか、あるいは中学1年に広げるとかという感じについて、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 まず一つは、加配定数が定まる2月になってみて、自分たちの計画と実際に合うかどうかというのもはっきりしませんし、それが定まらないといけないということが一つあります。それともう一つは、学校のほうからも3年以上については習熟度の程度にわたって指導、TTの授業がいいという意見もあったりして、今アンケートをとって、そういうことも含めて30人学級制度設計検討委員会で検討していますので、それを踏まえながら2月ごろに結論は出てくると思います。

○奥平一夫委員 中学1年生はどうでしょうか。

○金武正八郎教育長 中学生につきましては、先ほど申し上げましたように小学校から中学校に上がるときに幾つかの、小学校から一つの中学校に集まりますので、生徒たちが友達関係でいろいろ悩んだりするときもありますので、いろいろ課題があると認識しております。それについては、各中学校等と校長会あるいは市町村教育委員会等いろいろ連携をとりながら調整して、研究してまいりたいと思います。

○奥平一夫委員 30人学級については、非常に仲井眞政権が誕生したときにすごく期待もしていたし、今の鳩山政権の子供手当のような思いで30人学級が完全に実現できるという思いでは相当期待して、この3年間見てまいりましたけど、残念ながら自主財源を充てるということすらなく、このような形で国の事業を待つということしか工面できないということは非常に残念でありますけ

れど、その中においても教育委員会は本当によくやってらっしゃるなと思います。そういう意味では、本来ならば聞くべきなのは知事だと思いますが、30人学級についてはこれで終わらせていただきます。

次は、56ページのアオサンゴの天然記念物指定についてお伺いいたします。ちょっとだけお聞きします。今話題になっている大浦湾のアオサンゴの形状、大きさといい、これは世界一大きいということは御存じありませんか。世界で最も大きいアオサンゴであるというふうなお話は聞いていませんか。

○大城慧文化課長 聞いております。

○奥平一夫委員 先ほどの比嘉京子委員の質疑の中では一言も出てこなかったのでどうしてだろうと思ったのですけれども、このアオサンゴ、これだけ巨大で、しかも北限がこの沖縄だということは確かですか。

○大城慧文化課長 それにつきましては、私どもも実際は把握はしておりません。

○奥平一夫委員 後で確認していただけませんか。

○大城慧文化課長 はい、わかりました。

○奥平一夫委員 それと、この陳情処理方針の中で、いわゆる断定的に現時点で文化財の観点から指定を検討する状況にないという、このもとになる資料といいますか、根拠は何かというふうなことをいろんなやりとりの中で、いわゆる県内他地域のアオサンゴ群落の状況等も勘案すると、現時点では文化財の観点から指定を検討する状況にないとありますけれども、県内の地域のアオサンゴ群落の状況というのはどのような状況ですか。

○大城慧文化課長 文化庁の補助金をもらって、サンゴそのものも含めてサンゴ礁の地形の調査を進めてきております。その中で、やはり石垣市白保の海域のアオサンゴは世界最大級ということも聞いていますし、また西表島の網取、舟浮も聞いております。今回の大浦湾もいろんな新聞、マスコミ等で非常に大きなサンゴ群だということは承知しております。

○奥平一夫委員 ちょっとだけよそにそれますけれども、サンゴの調査をして

いらっしゃるとお聞きしましたけれども、今現在調査中、これは調査地点というのはどこかわかりますか。特に、大浦湾と沖縄市泡瀬海域は調査対象になっているかお聞きします。

○大城慧文化課長 調査は、昨年度で終了していますけれども、委員がおっしゃる大浦湾と沖縄市泡瀬海域は入っていないようです。

○奥平一夫委員 これ、どういう理由ですか。

○大城慧文化課長 調査3年間費やしてやっていますけれども、特に造礁サンゴといいますか、地形的に見て沖縄を象徴するようなポイントということで、宮古地域、八重山地域に集中してやったということです。その中で一応大浦湾と沖縄市泡瀬海域は抜きでやったと思います。

○奥平一夫委員 これだけのアオサンゴの群落が発見できないだろうということで外したということなんですけれども、結局、その大浦湾の海洋性を全く理解をしていらっしゃらない、本当にその中でこういう結論で県内のアオサンゴ群落の状況を勘案しても、それほどのものではないという結論に至ったことは、やっぱり皆さんの認識不足と調査不足のそれだと思いませんか。

○大城慧文化課長 やはり、マスコミで新しい事実が出てきていますし、そういうのを勘案しますと認識的に調査研究が足りなかつたかなと思っています。

○奥平一夫委員 お伺いしますけど、大浦湾の海域のサンゴ調査というのはやるつもりはございませんか。

○大城慧文化課長 今委員がおっしゃったことなんですけれども、やはり文化課としましては、あくまで文化財の視点といいますか、文化財の視点からの調査ということがメインとなりますので、そういう意味では今後大浦湾が対象になるかということは今のところはございません。

○奥平一夫委員 ちょっとおかしいじゃないですか。調査もしない、サンゴについても調べてもいないのになぜこういう結論的なことが出てくるかということですよ。これ、今の答弁撤回してください。こんなことあり得ません。教育

委員会とは思えません。教育委員会の答弁じゃありませんよ、これは。

○金武正八郎教育長 アオサンゴの件ですけれども、沖縄県の天然記念物の指定規準につきましては6件あります。まず1つは、自然環境における固有の動物または動物群集及びその生息地、動物固有ですから、イは、沖縄固有の動物で著名なですから、固有というのは沖縄にしかないということですので、まずこのサンゴが沖縄だけにあるかどうかということが、私たちが調査することが文化財のもとなのです。ですから、今大浦湾だけにあるか、そうではなくていろんなところにまずはあるということが一つですので。ウは、固有でなくとも沖縄著名の動物として、その保存を必要とするもの及びその生息地というのがあります。それについても、著名についても沖縄を代表するということですので、その辺のところの調査をする必要があると考えています。それで、今おっしゃっている件については非常にすごいと、研究者の皆さんからの高い評価がありますけれども、研究的に高い評価であるのと文化財にするというとの視点は少し違うんです。価値が貴重であっても、文化財にできるかどうかは、世界にここしかないということが大事ですので、アオサンゴがここにしかないということがあって、その調査はまだ不十分ですので、これからまたやっていきたいと思います。

○奥平一夫委員 大浦湾のアオサンゴは、石垣市白保と遺伝的に違うということは御存じですか。それとアオサンゴの遺伝子を解析した結果、クローンになることが非常に高いということがわかったのです。環境への耐性が非常に弱いと、世界で一番形状が大きいアオサンゴであるということもわかっています。それからすれば、今皆さんおっしゃった天然記念物の6つの条件の中に入っているではありませんか。というよりも、そうであるかどうかを含めて、私は条件に合致していると思うのですけれども、もしそうでないとすれば調査をする意思があるかどうかを含めてお聞きします。

○金武正八郎教育長 まず奥平一夫委員がお話しされた点につきましては、形状については大きくて小さくても文化的な価値についてはいろいろな議論があって、この辺はまだまだおいておきます。世界にここしかないと、固有の問題であるかどうか、どう評価するのかがあります。もう一点は、新しい事実としてクローンというのが大浦湾だけであるのかどうかも検証しなくてはいけません。これから、そのクローンであるか、ほかのところのアオサンゴもそうであるかどうかもまた研究をする必要がありますし、ほかの研究者の方々からい

ろんな形で情報を集めて、大浦湾だけにしかないというふうなことで、いろんな形で情報を提供していただければ、またそういういろんな検討に上がってくるものだと考えています。現在のところは、文化財の観点からまだ大変貴重な、大きい、目崎先生も新聞の中で本当にこれはすごいと、何と壯觀な海中に高い壁の滝つぼがあるアオサンゴの大群集だと書いていますけど、なかなかそういう天然記念物を指定するためのものがそろわないという状況でございます。

○奥平一夫委員 今教育長がおっしゃったようなことも含めて、確かにまだ調べなければいけないような、解明されなければいけないこともある。そういう意味では、そういう調査をしていくという意思はあると考えてよろしいですか。

○大城慧文化課長 今委員がおっしゃるように、新しい事実も出ていますので調査も資料収集も含めて、それは考えていきたいと思っています。

○奥平一夫委員 それでは、アオサンゴにつきましてはこれぐらいにしまして、次は57ページの次世代育成支援対策後期行動計画策定についてお伺いしたいと思います。たくさんの方が質疑をされているので、幾つかダブって、それを外しながらお伺いしたいなと思っているのですけれども、7番目の発達障害児、発達の気になる子に対する保育園、幼稚園における一人一人のニーズにあった専門的な保育の充実と体制整備を図ること、陳情書の皆さんには恐らくその現場といいますか、その現状をよく知っていて、非常に不安に感じていて陳情が出ていると思うのですけれども、皆さんの陳情処理方針を見ますと大丈夫です、十分に取り組んでいますという処理方針になっています。これを保護者の皆さんのが訴えをしている中でも、こういう答弁でも本当にいいのかということです。そういう意味で、ちょっと幾つかお伺いをしたいと思いますけれども、そもそもこういうことに対して陳情者が陳情しているという、つまり体制に非常に不安を抱いているということが、体制について本当にしっかり機能しているのか、実際に機能しているのか、その効果のほどをお伺いしたいと思います。

○金武正八郎教育長 平成19年度に特別支援教育がスタートいたしまして、ことして3年目を迎えます。3年目を迎えて、いろんなコーディネーター配置事業、それから各学校や園には校内委員会とか、そして研修を全職員にやるとかという形で、こういう幼児、児童生徒たちをサポートしていくこうという体制を整えつつあります。これがすべてではありませんけれども、パーフェクトではありませんけれども、以前よりも各学校、小学校、中学校、高等学校、全学校

に沖縄県では100%コーディネーターが配置されております。そして、校内委員会も設置されて、気になる子がおればその担当がそれを引き取って、コーディネーターを通して校内委員会に諮って、みんなで検討して、支援計画等を策定して、どうこの子供たちを支援していくかということをいろいろ議論しながら、今走りながら考えているところだと考えています。ですから、まだまだ十分ではありませんけれども、各現場で一生懸命頑張って取り組んでいただいていると私は思っています。

○奥平一夫委員 まだ、弱々しいということなんでしょうけれども、陳情処理方針の中でー最後の行なんですけれども、医療関係者から構成される専門家チーム、巡回アドバイザーを各教育事務所に配置し、関係機関と連携して、幼児期からの支援体制の充実に取り組んでいくと、具体的にいうと支援体制の充実、幼児期からの支援体制の充実、具体的にどう取り組んでいらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 幼児期といいますけれども、幼稚園に入った、小学校に入ったときに事前にわかっている子は、それなりに支援計画とか個別の指導計画がございますので、それを引き継いで、それに基づいてどういう指導が必要かどうかやっていきます、今年度。担任も、それをもとにサポートしています。そういうときに、入ってきたときに今まで気づかなかった子がそういうあやしいなと思ったときは担任がコーディネーターに相談をして、まず校内委員会のほうに諮ります。校内委員会に諮ったら、校内委員会の中でその子についてのいろんな情報を把握します。実態把握をして、その子の両親に了解を得て、個別の支援計画や個別の指導計画を策定して支援を開始します。そういう形をして学校の中で一つ一つ手を打っていくことになります。

○奥平一夫委員 幼稚園に入園していくときに、その子を実際現場で迎える幼稚園の教員を含めて体制は十分なのかと、つまり幼稚園共有のきちんとした研修なり、そういうことをきちんと免許を受けて対応できる幼稚園はどれくらいあるのですか。

○金武正八郎教育長 どのくらいあるのかというのは指示することはできませんけれども、幼稚園についても、平成19年度にスタートしまして、平成20年度に制度が整って、ことし初めて特別支援員が、幼稚園は国のほうからお金がつきました。そういうことでスタートしたばかりで、幼稚園においても園の中でコーディネーターをおいて、この子供についてそういうことができたらその人

を中心にして面倒を見る、園内委員会をつくってそこで対応するのですけれども、まだまだ先生方としてもそういう子供たちに対してどうすればいいかというのはわかりませんので、教育事務所とかを中心にして、園に呼びかけて先生方の研修をして、その理解の啓発を図っています。そういうのを年に何回かして、お互いの園の体制を整えていきますけれども、まだまだ十分とは言えませんけれども、今各園でいろいろと取り組んでいるところでございます。

○奥平一夫委員 切れ目のない支援をしていくという一番のポイントになっていく、幼稚園のほうに1年間だけですが気になるところです。そういう意味では、きちっとつないでいくという役割を果たしていかないと手落ちになると思うのです。そういう意味で、今体制を整えながら一生懸命走っているということを十分理解しましたけれども、今走りながらでも結構なんですが、いろいろ課題が出てきていると思います。それから保護者のいろいろな要望というのが出てきていると思いますが、どういうようなことが今具体的に上がってきていているでしょうか。

○金武正八郎教育長 まず、乳児から幼稚園、保育園に入る間なんですけれども、まず子供の実態がいろいろあって、把握がしっかりとできないと、それがまず1点です。専門員がまず必要ですし、それに対する専門的な知識のある方がそういう子であると判断することが一つの課題になります。それからもう一つは、いろんな多動性障害であっても、親としては幼稚園、小学校低学年までは自分の子を、そういう子と信じたくないという親の心情があります。ですから、親としてはやはり違うと、自分の子は普通の子だとか、支援計画とかそういうテーブルにのせるのはまたちゅうちょするかと思います。それも課題の一つだと思います。あとは職員、保育士もあるし、幼稚園の先生方もそういう子供たちをしっかり見分けられる、そしてケアできるような知識とか、技術とかそして体制を整えて、そういうところが大きな課題だと思っています。

○奥平一夫委員 一番大事なのは、それぞれの機関の連携だと思うのです。保育所から幼稚園に上がって来る際にどういった連携をとってくるのか、あるいは幼稚園から小学校に上がるときの連携をどうしていくか、そういう体制をとれる準備はされているのでしょうか。

○金武正八郎教育長 まずは一つは、宮古島市で取り組まれているのがいいモデルだと思っています。グランドモデル地域として宮古島市でやっております。

これは、生まれてから一生涯、全部みんな支援していこうと、発達障害のある児童や生徒へ、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うための、本人への個別の支援教育、個別の指導計画を重視させて、例えば医療も、保健も、それから福祉も、そしてもう一つは出口である働き口の労働、そういう関係の皆さんで一生懸命連携をとりながら支援していこうと、そしてその支援のファイルもまたつくってやるという形で、ひとつ宮古島市が走っています。ですから、これについては各地区でも、それを目指していろんな形で動きつつあります。ですから、これができるだけ実際に連携がとれて、支援ができるような形を私たちも目指して頑張りたいと思います。

○奥平一夫委員 最後になりますけれども、小規模幼稚園というか、一人体制で五、六名の子を見るというふうな小さなところが結構あります。そこで四苦八苦している幼稚園の、特に若い教員の皆さんには、そこは重たい責任を持ちながらやっていると思うのですけれども、そういう小規模の幼稚園にいる先生方を孤立させないような形で、さまざまな形で連携しながら支援をしていく、この体制をそれぞれの学校でつくっていくことは大事だし、父兄の皆さんと本当に連携しながら忌憚のないいろんな意見をお互い言い合いながら解決していくという、すべては子供たちのためにということで、ぜひ学校現場のほうでも頑張っていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第155号。これは、午前中から質疑がされておりますけれども、午前中の質疑を受けて聞かせていただきたいのですが、陳情者から継続入学の希望が出されていましたけれども、それは3歳、4歳、5歳まで継続して入園を許可できるということで理解してよろしいですか。

○金武正八郎教育長 これについては、次年度から要項の中にしっかりと、父母から申し出があれば、父母がもし継続をしたいということであれば優先をして配慮していきたいということです。

○翁長政俊委員 これは喜ばしいことだと思っています。それと、午前中の質疑で10月までに、例年10月ごろまでに入学希望者が調査によって大体結果がわかるということを答弁されておりますけれども、これ10月ごろまでに調査をし

てわかるというのはどういう調査なのですか。調査方法と内容は、調査対象はどういう形でやっておられるのですか。5歳以上をやっておられるのか、三、四歳以上をやっておられるのか、内容について教えてください。

○金武正八郎教育長 該当するのは、幼稚園児3歳、4歳、5歳でございます。これについては各要項をつくりまして、各市町村の教育委員会、そして幼稚園を設置している特別支援学校にお配りをして、そういう入学を希望する幼児を募集するわけです。市町村は、教育委員会のほうは気になる子供のリストをある程度持っていますので、そのお父さん、お母さんに呼びかけて希望するかどうか聞いて、希望すれば美咲特別支援学校の幼稚部のほうへ希望するということあります。

○翁長政俊委員 ここが、ちょっと判然としないのが幼稚園や保育所であれば、保育園が年長児で5歳時を受け入れるというのがありますよ。これで、いわゆる拾うことができると思うのですよ。幼稚園ということになると、5歳児からです。保育園ということになると、3歳児から認可園で1人ないし2人受け入れることが可能なんですよ。これは、受付の窓口を市町村が設けるだけでわかることなのですか。

○金武正八郎教育長 広報については、ホームページでもやっていますし、それから一応いろんな形で、悩む方はここにお電話くださいという形で、全小学校、中学校、高等学校、幼稚園に特別支援学校に全部ポスターを掲示しておりますのでそれから見ることができます。もう一つは、そういうことをやっておりますけれども、待っていたらなかなかいらしゃいませんので、市町村の教育委員会はそういう子供たちとかのデータを持っていますので、その親たちにも呼びかけて、一応は配って、希望すればそこに応募するという形になっております。

○翁長政俊委員 これは、きっちとしたそういう情報や名簿というのはあるものなのですか。知的障害児の、数の把握ということについては、これは3歳児検診で、いわゆる見つかる場合や、さらに6歳児の就園、就学のときに、子供と一緒に来て療育手帳等を見せることによって網にかかるという部分もあるでしょうけれども、それ以外の把握ということはどういう形でやられるのですか。手の出しようがありませんか。

○金武正八郎教育長 私たちとしては、要項をつくりましてできるだけ多くの方々に見ていただくような形でホームページとか、各市町村とかそういうところにお配りしていますけれども、そういう形で広報して漏れのないようにしております。ですから、必ずしも市町村を通って応募するわけではなくて、これを見て直接、特別支援学校幼稚部に応募することもできるわけです。ですから、あとは広報でどれだけ周知するのかというのが私たちの課題なのかなということがあります。

○翁長政俊委員 私は、この調整方法にもう少し丁寧さがあってもいいのかなというのが一つと、皆さんは10月までにその結果を把握すると言っているのですけれども、10月までに入学の希望を含めて、これがきっちと、親自身がこの学校に預けようとか、あの学校に預けようとかがいうのが決まると思っております。調査の数としては引っかかってくるかもしれないけれども、親の決定の問題がありますよ。これは10月の段階でわかるものなのですか。

○金武正八郎教育長 これにつきましては、親もやっぱり悩んだり、考えたりすることがいろいろとありますけれども、ですからこれまで年2回やっていました。だから最初のときに応募したけれども、次やらない人もいますし、また漏れた方が次やる場合もありますし、そういう形で2回やっていました。今回は、市町村から希望がありまして契約しましたけれども、私たちとしてはそこで父母が申し込みをしても、市町村の公立の幼稚園との連携をとりながらどこに行くかということを、ですから先ほど申し上げたように6名でいらしてもその中から1名が抜けたこともあるわけです。その相談の中で、定員を2クラスにするかどうかということも父母のいろいろな思惑がありますので、その中で公立の幼稚園を受けますけれどもどうしますか、サポートができますよとか、支援員がきますよとか、加配の幼稚園の教員がきますよとか、そういう条件があるところとないところがありますので、それを提示しながら調整をしているわけです。ですから、必ずしも応募したからここだけでしかできないということではございません。

○翁長政俊委員 今の答弁は、いわゆる幼稚園に通う5歳児、年長の5歳児の対応であればそれはわかるのですよ。3歳児、4歳児はどうするのですか。

○金武正八郎教育長 美咲特別支援学校の幼稚園は、3歳児、4歳児、5歳児が応募できます。ですから、地域の場合には、私立の場合は3歳児、4歳児、

5歳児のところもございます。公立の場合は、5歳児が大方多いです。市町村によっては2年幼稚園もございますけれども、大方5歳児の1年幼稚園でございます。

○翁長政俊委員 要するに、今7カ所、支援を要する子供たちを受け入れる所があるわけでしょう、県内で。今言う公立の学校に就学させようとすると、それは入学時に網にかかるからわかるわけですよ。幼稚園や小学1年生に上がるうとする場合は手続をしていくからわかるわけですよ。それ以外の3歳児、4歳児の子供たちをいかに7カ所の支援をする、この学校にきちっと、いわゆる拾い上げてケアをする必要性があるわけですよ。この部分のものがなかなか説明されていないものだから、幼稚園ばかり言っているものだから、幼稚園の理由はわかるのだけれども、この3歳児、4歳児をどうするのですかというと、こここの部分の募集のあり方、その数のつかみ方、そういったものの説明が私たちなかなかピンと理解ができないのですよ、どうですか。

○諸見里明県立学校教育課長 3歳児、4歳児につきましては、保育所に障害児保育というのがあります、そこで拾えるという形になっております。

○翁長政俊委員 3歳児、4歳児については、就学じゃないから、これは縦割りで教育委員会じゃないと言えばそれまでの話なんですけれども、ただ現実にこの3歳児、4歳児が、今7カ所の支援学校に通っているわけですよ。ある意味で、皆さん受け入れているわけだ。数のつかみは、これは福祉保健部と連携してきちんとそういう協議の場があるのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 保健師との連携で、それは掌握しています。他都道府県では、この障害児保育というのが保育所で、それが主流にあるのですけれども、本県でも保健師との連携は強くやっております。

○翁長政俊委員 これは、認可保育所できちと受け入れるシステムというのはでき上がっているのですか。私が聞いている範囲の中では、保育園で受け入れられる数というのは限られていて、特別支援員も一人つくかつかないかで、なかなかうまくいっていないと私は認識をしていますが、今の答弁ではすべてうまくいっているような答弁ですけれども、どうですか。

○金武正八郎教育長 公立の幼稚園児については、5歳児では就学前でいろい

ろ拾いますけれども、保育園とか、その公立でないところの子供についてはケアしているかという話だと思うのですけれども、これについてはしっかりと情報を押さえてはいないのですけれども、例えば市町村とかそういう関係するところに私たち募集中要項をお送りします。そこで把握している分について上がっておりますけれども、すべてこれがちゃんと行き届いているかどうかについては課題がありますけれども、ある程度そういう関係機関に、医療関係とかいろんなところにありますので、そこにも配って、そういう関連することについては拾うように努力はしています。

○翁長政俊委員 この調査の方法や拾い上げる方法、これは大変難しいところはあるだろうと思いますけれども、この陳情者の皆さん方と私どもが話をする中では、上のネットワークで既に美咲特別支援学校あたりではあと2名が行きたいという希望を持っておいでになるようなんですよ。だから、親同士のネットワークの中でそれは拾えるけれども、多分教育委員会や福祉保健部のネットワークでこれが拾えているかどうかということになると、やはりここが問題だろうと思うのですよ。それを踏まえて、美咲特別支援学校については5名の定員でやっておられるということですけれども、2名希望者がおればクラスをふやすことは可能なのですか。

○金武正八郎教育長 クラスの件につきまして、そういう調査の結果を受けて、その応募した方のいろんな状況とか調整をしながら、その中から変更する方も出てくるかもしれませんので、そういういろんなことも含めて検討していくたいと考えています。基本的には、幼稚園の定員は8名ですので、できなきことはございませんけれども、理想的なところで、その子たちの対応によって6名にするか、7名にするか、8名にするかはいろいろありますので、それを含めながら総合的に考えてクラスをどうするかは検討してまいりたいと思います。

○翁長政俊委員 美咲特別支援学校に5名在位しているということで、5名というのは要項か何かでくくりがあるのですか。定員が5名ということですか。それとも5名以上になると増級しないといけないという話になるのか。6名、7名でも1クラスでいいのか、どうなのか。ここの部分の、要項か何かで縛りをついているのですか。

○金武正八郎教育長 定員は、募集の事前調査します。調査に基づいて、ことし何名にしようという形で打つわけです。ですから、ことし5名来るのだった

ら5名にしようなどということです。基本的には、幼稚園には定員はございません。つまり、義務教育ではございませんので、設置する必要はございませんので、小学校、中学校を参考にしてやりますから、大体8名を1クラスとして可能性があるわけです。ですから、弾力的にどうするかというのはございますけど、ただ子供たちの実情とか、ケアの仕方とか、教員の数とかに応じて数をどうしていく、また、応募する数がどれくらいかによってクラスを5にするのか、4にするのかございます。総合的に考えてやります。

○翁長政俊委員 ということであれば、希望する親がいれば十分受け入れることは可能だということで認識してよろしいですか。

○金武正八郎教育長 私たちとしては、親の希望を最大限にかなえるように努力をしてまいりたいと考えています。

○翁長政俊委員 それと、入学願書の手続というのがあって、例年、公立学校では2月に願書を受け付けているのですか。

○金武正八郎教育長 2月になっております。

○翁長政俊委員 親の希望として、12月ごろにできないのかというのがあるわけですよ。これはなぜかというと、幼稚園と保育園の、特に保育園は11月ごろから募集が始まるらしいですよ。親によっては、保育園に行くとか、幼稚園に行くとかいろいろ選択肢があって、そこでまだ決めきれていない親もいて悩んでおいでになるらしいです。ですから、こういうのも考えると、いわゆる12月下旬ごろにやるほうが望ましいという希望もあるようですが、これどう思いますか。

○金武正八郎教育長 12月にこういう希望があるということについて、今ほかのところからもあるかどうか、いろいろ調査をしながらどうするかを検討していきたいと考えています。

○翁長政俊委員 申請者の数もきちんと把握するには、2月で願書受け付けして増級するかどうかということで、いわゆる時間的な制約がある中で決めるよりは、事前に早目にわかっていたほうが皆さん方も事務的に対応がしやすい面も一つあると思いますよ。そういうことでひとつ検討してください。それと、

私は聞いていなかったんですけど、あきがあつたら2次募集というのもやるので  
すか、これは。

○金武正八郎教育長 2次募集はやっておりません。ただあきがある場合には  
公立幼稚園から転学をしたいという場合には受け入れております。

○翁長政俊委員 ということは、途中で入ることも可能、中途入学というのも、  
親の事情によって家を移ったとかいろいろ出てきますか。

○金武正八郎教育長 これは一応学校の実情に応じて対応しております。

○翁長政俊委員 この件については、いずれにしろ柔軟性を持って、陳情者の  
意思が生かされるように最大限の配慮をしていただきたいということと、こう  
いった知的障害児を持った幼児を抱えている親というのは大変苦労しながらや  
っている最中ですから、ここはひとつそれだけの努力をしていただきたいと思  
っています。

それともう一つ、陳情第105号サッカー場の建設なんですけれども、那覇市  
との移管問題はどれくらい進んでおられますか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 ただいまの件につきましては、奥武山の野球場の  
整備の覚書ということで那覇市と県のほうでやっておりますけれども、サッカ  
ー場についての細かい進みぐあいというのはまだそこまで進んでいる状況では  
ございません。

○翁長政俊委員 この先進地の調査をしてきて報告書がまとまったというので  
すけれども、どういう報告書になったのですか。この前向きにやろうという報  
告書になったのですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 ただいまの質疑については、報告書、先進県の調  
査によって幾つかの課題が見つかったということで、特に用地の確保とか、そ  
れから管理運営費、運営主体、そういうものが課題だという調査結果が出て  
おります。

○翁長政俊委員 今言う用地は、奥武山公園内にあるからいいとしても、運営  
費や建設費については資産は県がつくるということで報告書はつくられたので

すか。

○金武正八郎教育長 報告書は、サッカー競技場整備に関する調査検討委員会が正式な調査を実施して、平成21年3月に知事に報告書を提出しました。その中味は大きく4点ございます。つまり、サッカー場をつくるにはどういう課題があるかというのを明らかにして、その課題が4点あります。一つは用地の確保で、先進地では1万4000平米から3万6000平米の面積となっております。

○翁長政俊委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、翁長政俊委員が質疑に対する答弁違いを指摘。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

○金武正八郎教育長 県としては、研究して課題を明らかにして、教育委員会として知事に報告書を出しました。奥武山のサッカー競技場を改築することについては、陸上競技場を将来的には那覇市に移管する予定でありますし、それで今後これについては那覇市、関係機関ー土木建築部、観光商工部になると思いますが、連携しながら、調整しながらやっていくという方向でございます。

○翁長政俊委員 私は、陳情第105号について質疑をしているわけですから、陳情第105号の陳情者は、那覇市の奥武山公園内にサッカー場をつくってほしいと言っているわけです。これを聞いているのに、県がどこかでつくる話を私はやっているわけじゃないのです。奥武山公園の中でつくるという方向で、この施設を整備していくには県がやるのか、要するに今答弁に出たけど那覇市がやるのかという問題があるものですから、明確にどのような調査だったのと。

○瑞慶覧長行参事 奥武山運動公園につきましては、委員がおっしゃったようにずっと那覇市への移管がございます。ですから、私ども野球場をつくる際に、将来的に奥武山運動公園全体をいかに那覇市に移管するかという調整をしてまいりました。那覇市は、当面野球場の整備が終わりましたら、陸上競技場を野球場兼用サッカー場に整備をしたいという意向を持っておられます。ですから、委員が陸上競技場をどうするかと言われますと、将来、移管予定の施設であり

ますので、当然、陳情の趣旨を那覇市に伝えて、那覇市が事業主体となるような形で話し合いをしていきたいということでございます。

○翁長政俊委員 移管の調整中で、最終年次はいつですか。決まっているのでしょうか。

○瑞慶覧長行参事 協定の中で、個々の施設の中で移管の年度を決めているわけではありません。これは、那覇市の事情もありまして、那覇市が野球場の整備が終わった後、財源ありますとか、整備の方向性を固めた上で県と調整していく意向なわけです。当然、最近でも那覇市長が整備した旨、新聞紙上でも報道がありましたように、今後、那覇市において事業年度でありますとか、財源とかが確保された段階で県に対しても申し入れとか、話し合いがあると考えています。

○翁長政俊委員 私が承知している中では、2020年ぐらいまでに、最終的な年次を決めてやろうという話が水面下で進んでいるということを聞いているんだけれども、どうですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 ただいまの件は、水面下で話が進んでいるというのはうちのほうではそこら辺は承知をしておりません。

○翁長政俊委員 私の情報が正しいのか、正しくないのかの判断は後にしますけど、いずれにしても先ほど話があったように、僕は二つ考えられると思うのです。奥武山の野球場でやっていますよ。これを今那覇市が整備をやっているわけです、これが一つ。サッカー競技場も陸上競技場も含めて、いわゆる那覇市が事業主体となってやると考えられるのが一つ。もう一つは、皆さん方の基本的な考え方の中に、奥武山運動公園を全部那覇市に移管するとしたときに、県が全国高等学校体育大会を含めて整備をやっていますよ。水泳プールとか、弓道場とか、今武道場もそうだな。テニス場は、友愛スポーツセンターを壊して何をやっているのですか。何か整備拡大をやっていますよ。こういったもろもろを、県が投資した部分も、いわゆる那覇市に移管すると考えておられるのですか。この構想がきちっと決まっていないことには話にならないよ。

○瑞慶覧長行参事 これまでの話し合いでは、県の基本的なスタンスとしましては、県が唯一の施設である、例えばプールであれば飛び込みプールでありま

すとか、ブロック大会とかを開く能力のある施設があるわけです。これについて、依然として教育委員会の所管で体育スポーツの振興でありますとか、ブロック大会とかいうことで必要性は認識しているわけです。ただ、個々に先ほど言いましたように、那覇市の移管問題で、協議の中である程度出ているのは野球場と陸上競技場の移管という話でありまして、個々の施設については、果たして那覇市の要求もあるのか、県として、県営施設として維持する必要があるかどうかについては、やはり個々の施設は県全体としてどうするかという話は今後の協議だと思っています。

○翁長政俊委員 今の説明では、野球競技場と陸上競技場を分割して那覇市に移管するという方針ですよ。そう理解してよろしいのでしょうか。

○瑞慶覧長行参事 ですから、今移管施設をコンクリートとして固めているわけではないわけとして、例えばテニスコートとかそういうのは県総合運動公園でもそのような施設を持っているわけです、例えばの話です。県が唯一の施設というのが、果たして那覇市が引き取って維持管理したほうがいいのか、あるいは県営として奥武山運動公園は飛び込みプールとかいろいろありますので、そういういた県営で唯一の施設として維持管理したほうがスポーツ振興の立場からどうなのかということを、今後個々の施設を詰めていかなければいけないです。可能な限り、那覇市に移管したいというのが基本的な県のスタンスです。

○翁長政俊委員 沖縄市泡瀬にある県の総合運動公園については、本来なら2カ所あるのはおかしな話で、県が主体的に管理運営するのは1カ所でいいはずなのです。これが、こういう形で2カ所あるわけです。今いう専用で、施設がない部分については県が持つべきなのか考えている、沖縄市泡瀬に接してつくればいいじゃないか、いいのを。いや、それも一つだと思いますよ。せっかく、那覇市に奥武山運動公園があるのであれば有償、無償を含めて一有償という話になるのだろうけれども、いずれにしろ那覇市に移管するという方向を、年次的な目標をもって具体的にものを進めていかないと、この問題は古くて新しい話でなかなか前に進んでいないんだよ。文教厚生委員会のあるたびに、私もどうなっているんだと聞くのだけれども、なかなか前に進んでいないんだよな。

○瑞慶覧長行参事 奥武山運動公園は体育施設のみならず、公園としての機能も持ち合わせている施設でして、土木建築部等も含めて関係部局も関係してお

ります。そういうことで奥武山運動公園全体がどうあるべきか、今後も引き続き、那覇市も含めて、関係部局も含めて検討していきたいと思います。

○翁長政俊委員　いずれにしろ、この問題は、私は土木建築部が公園の管理者でもありますから一体育施設については皆さんの管理でしようけれども、ある意味ではしっかりとここを詰めてもらって、目標年次をつくって、私が持っている情報では目標年次があると聞いたんだけれども、まあいいでしょう、それは。これをきちっとつくって表に出すことで、事が前に進むこともあると思いますよ。そうすることによって、行政側もプレッシャーを感じるのだから、プレッシャーのないところは前に進まないのだから、そういう意味ではそういうものをきちっと抱えながらしっかりとこの問題についてやっていくということが大事だらうと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。本当は、こんな話をするんじゃなかったのだけれども、このサッカー専用スタジアムが必要だということ、この前8月に大会が行われたのです。総決起大会に出ましたか、どなたか。教育長は行きましたか。新聞だけ見たのですか。こういった大会をやって、サッカー人口もかなり多いのが一つですよ。もう一つは、ワールドカップを日本にもってこようということで、今この日本サッカー協会を含めて動き始めているのだよ。仮に誘致ができたとして、ほかの地域ではワールドカップが開かれるんだけれども、沖縄県ではワールドカップが来なかつたということでは話にならないんだよ。10年後には来るかもしれないんだよ。これはしっかりと、ここは私はそういったのもターゲットに含めて頑張ってもらいたいというのが一つと。地元でF C琉球やJ F Lで頑張っている連中が、J 2やJ 1に上がる努力をしているわけですよ。この努力の、こういう専用スタジアムがあって、要するにフランチャイズをつくるという何というのかな、条件の中にこういったものが含まれているのだから、こういったものを社会施設として、社会基盤としてしっかりと県が持っていくということは大事なことだと思いますよ。だから、これをきちっと進めることを最後に教育長、前向きにお聞きしたい。

○金武正八郎教育長　教育委員会としましては、ワールドカップに出る選手を頑張って育てたいと考えています。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。  
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 54ページの陳情第155号についてお尋ねします。陳情者の皆さんのが、幼稚部にすべての入学希望者を受け入れることに関する陳情ということで、この要旨からしまして、県の方針は障害児を取り巻く現状に則しておらず、特別支援教育の対応は不十分と言わざるを得ない。入学を希望したが、定員オーバーで入学できなかった幼児がいたり、幼稚部が設置されていない特別支援学校があつたりと教育の条件整備は不十分である。そして、幼児期の保護者は障害の確定判断を受けてもなかなか障害受容が難しく、非常に大きな心理的負担となつておなり、そのような中、希望する学校に入学できない場合、教育現場や社会からも見放されたと保護者は感じて、心理的負担はさらに過重となるということを言つていますが、これは抑えての表現だと思いますけれども、これについてコメントをいただきたいと思います。

○金武正八郎教育長 特別支援を必要とする幼児、児童生徒につきましては、私たちとしてはいろんな形で最大限の希望を取り入れるようにして、それをかなえるような形で対応しておりますけど十分でないところもございます。

○西銘純恵委員 幼稚部が設置されていない学校もあるということですけれども、これは何校で、設置されない理由は何でしょうか。

○金武正八郎教育長 設置されていない学校を申し上げるよりも、設置している学校を申し上げますので、それを聞けば大体わかりますので、設置している学校は、沖縄盲学校、沖縄聾学校、名護特別支援学校、美咲特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校、宮古特別支援学校。八重山特別支援学校は平成22年度から予定していますので、まだです。設置してある学校はこういう状況でございます。残りの特別支援学校は設置しておりません。その理由は先ほど申し上げましたように、特別支援学校の幼稚部は市町村の幼稚園等で支援が困難な幼児の教育を行うことがまず1点ございます。そして、もう一点は教育相談のセンター的役割をして市町村の幼稚園に支援をしていくという大きな柱がございまして、大体沖縄本島北部地域一つ、沖縄本島中部地域一つ、那覇市にも一つ、宮古地域、八重山地域という形で設置をしてございます。

○西銘純恵委員 普通学校の小学校に併設されている公立の幼稚園というのは全県にありますよ。市町村は幾つありますか。50余りあると思うのですよ。それから言えば、特別支援学校というのは全部で16校ですか、県の中で。そのうち7校だと、幼稚部があるのは。これは先ほど言われた市町村の幼稚園の支援

が困難だという理由をされていますけれども、そもそも今の特別支援の中で、発達障害も含めてゼロ歳時から幼稚の部分で6000名と、気になる子も含めてです。そういう障害の子が出ている、そしてきょう出てきたのは小学校、中学校でも3.4%と見て、5000名と。でも、政府の調査では、文部科学省では6.8%という、倍出していますよ。それから言えば、この幼稚部といいますか、市町村に対する対応ができるはずはないと、これから先も含めて幼稚部も必要だろうと思うんですよ。ですから、これは今いる希望者が60名足らずだという評価で、全県にそういう幼稚部を配置をしているようですけれども、実際は身近に通える幼稚部が欲しいというのが父母の皆さんだと思うんですよ。全県で7カ所しかないということであれば、本当に遠いところに通っている方がいるわけですよ、それでよしとするのでしょうか。そして、学校という特別に障害のある親子というのは、身近でもっと支援が受けられるようにという立場に立つべきではないでしょうか。ですから、幼稚部の設置についてどのように考えているのでしょうか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校における幼稚部は、小学校、中学校もそうですけれども、発達障害の児童生徒はそこには該当しません。特別支援学校に来る生徒は、発達障害児の子供たちはそこに該当しないということでございます、まずこれ1点です。そしてもう一つは、特別支援学校の中で肢体不自由のところは小さいころからそういうケアを受けておりますので、幼稚部の中で設置しなくても大丈夫というよりも、必要がありませんので設置はしておりません。ですから、知的障害の部分だけで本県は中心にやっていて設置していないのが大平特別支援学校だけが設置をしておりません、幼稚部をです。これは、先ほど申し上げましたように、本県は全国的にも知的障害の部分で設置している県はほとんどございません。数えると一、二県でして、本県のように知的障害の部分を設置しているのはまれで2県くらいしかございません。特別支援学校の幼稚部というのは、基本的に市町村で困難な幼児、児童生徒の教育をやる、ですから全国には盲学校と聾学校とそこは市町村ではできませんので、なかなか難しいですので全国的に設置はされていますけれども、知的障害の場合はほとんどの都道府県で設置をしてございません。沖縄県はこれをつくる、当初地域のほうでなかなかケアができないからという形でスタートしましたけれども、基本的なところは困難な児童をやるということと、センター的な役割をやることで設置をしてございます。

○西銘純恵委員 沖縄県は、公立幼稚園がほかの都道府県と違つてあるという

中で、特別支援学校の中にも幼稚部をというのは当然の考え方だと私は思うのですよ。そして、発達障害といいましたけれども、知的障害と発達障害の重複といいますか、これが結構出でてきているというのを私は聞いておりまして、そこら辺で分けて考える、そんなに幼稚部が必要でないというお考えについてはもう少し検討がいるのではないかということを指摘をして、次の質疑に移ります。幼稚部の入学者を選抜試験を行っている理由は何でしょうか。ほかの公立保育所や幼稚園は選抜を行っていますか。

○金武正八郎教育長 幼稚園は義務教育ではございません。ですから、設置することができるということで定員を設けてやっているわけでございます。ですから、学校で1校、幼稚部を設置して、そこで定員を打って、その定員の範囲で合格させると、そういう根拠であります。

○西銘純恵委員 定員というのは、実際障害に対する、障害を持っている子供たちが教育を受ける権利をどう保障するかというと定員が先にあるのですか。教育長の考え方は、定員が先にあって振り分けをするというのもとにあるのでしょうか。それとも教育を受けさせるということを前提にすれば必要に応じて定員をふやしていく、だから選抜試験というのはそもそも必要ないものだと思うのですが、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 私たちは特別教育の理念は大きく柱を二つ持っております。一つは、共生社会の形成の基礎ということと、もう一つは障害のない児童、児童生徒とともに学習する機会の拡充に努めるということです。こういう二つの視点で、児童の居住する地域における特別支援教育の充実を図ることを基本にしております。そして、市町村では幼稚園のほうで特別支援教育という形で発達障害を含め、また障害のある児童をいろいろ支援をしていただいております。ですから、私たちとしてはセンター的機能の役割をするという形で定員を設定しているのでありますて、決して定員が先にありではなくて、市町村があって、その市町村を支援するための難しい児童を支援するという意味で設置しているわけでございます。

○西銘純恵委員 共生社会と言われましたけれども、実際は障害を持っているお子さんと家族がどこに行きたいと、特別支援学校に行きたいと、それを受け入れるといいますか、それをどう教育の場で保障するのかというのが特別支援教育ではないですか。ですから、先ほどいった共生社会の基礎とかいうことは

特別支援学校によって地域といろいろ交わるというのは後の話だと思うんですよ。教育をどの観点で押さえるのかといいますか、その大もとの考え方というのがやっぱり違っているのではないかと思うんですよ。ですから、ほぼ子供の希望を第一義的にやるとすれば、やっぱり選抜とかというのを考えるべきではないでしょうか。廃止をしていくというのが当然ではないでしょうか。そしてクラスが足りないということであればふやしていくという立場に立つべきではないでしょうか。

○金武正八郎教育長 幼稚部の特別支援については、市町村の幼稚園と、それから県立の特別支援学校における幼稚部が一緒になってやることが基本だと私は考えています。それぞれの役割分担をしてやることで、私たちは県立の場合は設置をしているわけでございます。

○西銘純恵委員 皆さんは役割分担といいますけれども、この教育はどこで受けたというところから出発すべきであるということを私は先ほどから言っている。そして、普段から皆さんのが求めているのはそこなんですよ。ですから、必要に応じて特別支援学校に行きたいと、幼稚部を受けたいという皆さんのがすべて受けられるような条件整備、それはできないですか。

○金武正八郎教育長 特別支援を要する幼児、児童生徒については、希望すればほとんど、今のところ私たちのほうは受け入れていると考えています。幼稚部に関しても、これまで去年の美咲特別支援学校の1名と、西崎特別支援学校の3名、一昨年の西崎特別支援学校の3名、計7名の不合格者がございましたけれども、これまでいろんな形で調整をして、ある程度希望する方々の要望を最大限に受け入れているものと私たちは考えています。

○西銘純恵委員 地域における幼児の受け入れ状況を見て、そこに今年度の美咲特別支援学校の1名のお子さんは、地域における受け入れと言われておりますけれども、本当は希望を聞いたということではなくて地域へ譲ったと、行ってもらったということではないですか。なぜかと言いますと、この当事者の皆さんのが署名運動をしていまして、このよそが受け入れてもらえなかつた親御さん、子供にとっては教育や社会からの排除という疎外感を持つと、子供の適正な教育を受ける権利を侵害しているというような考えを持っているわけですよ。ですから、地域に受け入れてもらったというのは、私はクラスを一つで済まそうとする教育委員会のひとりよがりの考え方だと思うんですよ。実際は、

すべてそこで教育受けたいという皆さんのが排除されていることをもっとシビアに見ないと思うのですが、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 希望者が昨年、一昨年多くて不合格でございましたけれども、この場合でも父母といろんな形で調整をして、御理解をいただいて、本人も、父母もそういう希望をしながらそこに移っていかれたということを私たちには聞いております。そこで、ほとんど去年も支援員の配置をしていただいていると報告を受けていますし、西崎特別支援学校のほうもそれぞれヘルパー配置、保育士配置、そして平成20年度の場合もヘルパー配置という形でそういう支援を受けながら、その地域の幼稚園に移ったということを聞いております。

○西銘純恵委員 美咲特別支援学校で5名の生徒が幼稚部にいて、教師は何名の配置ですか。そして、もう一人受け入れていたらどのような違いがあるのでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 美咲特別支援学校の幼稚部につきましては、職員が2名、あと介助員が1名ついております。これまで5名であったのですけれども、安全管理とか、その辺を考慮しながら検討してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員 6名でも3名体制で可能だったということですか。

○金武正八郎教育長 可能だったというよりも、はっきり申し上げて定員はありませんけれども、小学校に準じて8名までは一応1クラスということを考えておりますので、8名までは1クラスの職員の対応で可能ではありますけれども、ただ、そこに入る幼児の状況に応じてやっぱり必要かどうか、その人数に応じて対応せざる得ない状況があるのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 先ほど答えてもらっていない、公立幼稚園は選抜の試験がありますか、ないと思っていますけれども。公立の幼稚園、この特別支援学校の幼稚部に選抜試験がある、そのものが選別しているということになりませんか。廃止をすべきではありませんか。

○金武正八郎教育長 義務教育ではないと先ほど申し上げましたように、その中で1クラスを設置していますけれども、ある程度定員を打たないといけませ

んので、高校学校と同じような感じで考えられたらいいと思います。高校学校も一つのクラスを設置するわけではございませんので、定員を打ってやりますので、同じ考え方ではあるのです。そういうことでよろしいでしょうか。

○西銘純恵委員 県教育委員会より市町村教育委員会のほうが進んでいるのですか。公立幼稚園は選抜試験ないのですよ。すべて受け入れていますよ。どうして沖縄県こんなにおくれているのですか。希望するものはみんな入れさせてくださいよ。

○金武正八郎教育長 先ほども申し上げましたように、特別支援学校の幼稚部の知的障害の部分については、全国では本県とあと2県だけでございまして、あの2県でも2クラスとか、4クラスとか、本県のようにこういう地区ごとに配置しているのは日本でも私たちのところだけです。限られた学校で、限られたクラスの設置ですので定員を打たざるを得ないわけです。

○西銘純恵委員 沖縄県は進んでいるということで本当におっしゃるのでしたら、限られたということではなくて、もっと希望する皆さんのが振り分けされて、そしてやむなく公立に移ったとか、そういうことがないようにもっと検討してほしいと思います。次年度、これから調査をされるとー幼稚部の希望、そうおっしゃっていますが、当の皆さんには独自に調査されています。これは皆さんにも届いていると思うのですけれども、既に在籍時はそのまま5歳に上がりたいと、美咲特別支援学校の件です。そして、別に3名の新たな入学希望が出ていると、そして新たに10名が選択肢の一つだと言われていると、これだけ美咲特別支援学校のほうでは既に2けた来る可能性があるわけですよ。今10月の時点ですけれども、それを見越してクラス編成に関してもう間に合いませんと、クラスの増設は間に合いませんと、そういうことがないように早目にそういう状況がでていますから、父母の皆さんと調整をされて、4月の入学時点での希望する父母の皆さんのが入れるように配慮してもらいたいと思いますが、いかがでしようか。

○金武正八郎教育長 調査結果については、まだ私のところまでは来ておりませんけれども、そういう実情がありましたら、そういう父母としっかり話し合いをして最善の配慮ができるようにやっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 次に移ります。1ページの陳情第50号八重山図書館分館の存

続に関する陳情ですけれども、八重山分館の廃止をする理由の筆頭に沖縄県行財政改革プラン、これがあつて廃止方針を決めたということをおっしゃいました。これは、小泉構造改革以来の国の政治を受けて各都道府県がやってきて、ましてやこの教育や福祉に対して削れというものに対して、もうこれでは納得できないという、今度の新政権の誕生だということが今認識されているのですよ。ですから、この教育を削っていくというものについて大きくかじが切られしていくといいますか、本来の図書館を存続させて、さらに知的欲求も満たしているとか、そういう立場に政治も動いていくと思うんですよ。それで私は思うのですけれども、耐力度調査をしたら危険になっているとおっしゃるのでしたら、緊急経済対策で耐震改築を進めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○石垣安重障害学習振興課長 まず改修なんですけれども、改修に当たっては新耐震基準というものがありますので、それに合致させるため耐震補強が必要になってくるかと思います。さらに、現在老朽化が進行しておりますので、それを防ぐ手立て、それが合わせて必要になるかと思います。そういう意味で、そういう経費については多額の費用を要するものと思いますので、金額についてはお答えすることはできません。

○西銘純恵委員 多額の費用と前から県自身が危険だ、危険だといいながらやっぱり改築費用というのはどれだけかかるのだろうか、そして、国に要請をするということであれば、どれだけの、どういう補助金要請になるのかという、そういうところも検討するはずなのですよ。ですから、私は今社会福祉施設の緊急補正予算がつきましたけれども、耐震化ということで、何らかの形でこれが八重山図書館が改築ということでできないのかと思っていますので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○岩井健一教育管理統括監 耐震補強に対する国庫補助につきましては、学校施設、現在の制度では学校施設のみが対象であるとなっております。

○西銘純恵委員 消極的にならないで、教育文化施設についてもこういう状況にあるということで、国に要請も含めてアクションを起こしていただきたいと思います。

次に移ります。53ページの陳情第145号です。県立久米島高等学校の園芸科のです。最初は3年後には廃科にしたいと、そして次年度の募集停止というの

が、いやそうじゃないよと。従来どおり募集しますよということになっているようですが、これはどのような方針転換ですか。

○金武正八郎教育長 県立久米島高等学校の園芸科につきましては、過去4年間定員割れでございまして、基本的には、私たちは県の教育委員会の方針としましては2年連続の定員割れの場合には学級減にするか、廃科にするかという方針がございまして、2年連続した時期に学校にもいろいろ申し入れをしておりました、いろいろ考えてほしいと。そしてもう一つは、県立久米島高等学校には一つの園芸科で一島に一つしか学校がございませんので、そういうのも配慮しながら、当分の間学校のほうにいろいろ検討していただきたいということを申し上げているわけでございまして、ことし4年目を迎えて、学校としてはどういうことをやるかという形で投げかけて、そういう形になっているわけでございます。

○西銘純恵委員 沖縄県の基幹産業、農業をどう振興するか、育てるかということの立場から言えば、離島の皆さんのが沖縄本島に来て農業を学ぶということに、ただでさえ生活状況が厳しい、経済状況が厳しい中で困難だと思うのですよ。ですから、定員の問題だけで片づけないで、存続のためにどういう手立てをとるかという立場でぜひ検討していただきたいと思います。これを要望して次に移ります。

56ページの陳情第160号。そして、陳情平成20年第137号と同じ大浦湾のアオサンゴの天然記念物指定に関するものです。天然記念物とはどんなものでしょうか。文化財保護法ではどのように言っているのでしょうか。

○大城慧文化課長 天然記念物は、学術的に貴重でわが国の自然を記念するものというのが一つあります。

○西銘純恵委員 沖縄県が県指定の天然記念物ということでやっているのですけれども、先ほどから陳情処理方針で、沖縄の自然を代表的する象徴的な存在、学術的に重要でないので大浦湾のアオサンゴは指定できないということで、結論として受けとめるのですけれども、オカヤドカリは県の何でしょうか。天然記念物だと思いますが、そうでしょうか。

○大城慧文化課長 オカヤドカリは国の天然記念物となっております。

○西銘純恵委員 身近にいるオカヤドカリですけれども、沖縄県が指定する間もなく国がやってもらったということなんですけれども、私はアオサンゴについて陳情者の皆さんが出している一県はまだ調査していないと言ったのですけれども、立派な調査結果報告書が出ていますよ。県にも届いていると思うんですよ。生物多様性が豊かなわけ、合同調査でわかったこと、そして地図中心ということで大浦湾について書いています。この2つ皆さんはごらんになったと思うのですけれども、沖縄だけにあるものなのかどうかということも先ほどの答弁で、沖縄県の天然記念物に指定するのが沖縄だけにあるものなのかということを言われました。ほかの記念物もそうですか。この間どれだけの、県の天然記念物指定がなされておりますか。

○大城慧文化課長 県指定のほうの天然記念物は、これまでに52件指定されております。

○西銘純恵委員 これはすべて県内だけ、ほかには全くありませんか。

○大城慧文化課長 現在、県が指定しているのは52件だけです。

○西銘純恵委員 沖縄県以外には生息していない、分布していない、そういうものでしょうか。

○大城慧文化課長 はい、そうでございます。

○西銘純恵委員 私は、文化財保護法の観点と、もう一つは新しい法律で、去年の6月6日に法律になった生物多様性基本法、これも新たに本県が、特に生物多様性を有すると言われる大浦湾等に関しては、もっとこれから法律であるといつても、これに照らしても、少し県は検証が重要ではないかと思っているのです。この大浦湾のこれに、多様な生物があるというのがアオサンゴそのものの大きさと、できている場所といいますか、通常はこんなところにはないだろうという場所にあるという、そのものがいろんな魚とか、いろいろな生物がいるという報告がされているんです。私は、この生物多様性の法律で、この生物の多様性を確保するために、我々は人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす計画を将来にわたり享受できるように、次の世代に引き継いでいく責任を有するという、このような新しい法律に基づいてもこの大浦湾のアオサンゴについてはこれを保存する、保全する、そして保護していくと

いう立場をとるべきではないかと思うんですよ。専門家の皆さんには、調査結果を出していますけれども、県としてサンゴの調査には入れなかつたと言われましたけれども、もう一度この新たな生物多様性基本法と、そして沖縄県の自然をどう天然記念物にできるかどうかという観点も含めて調査をするということについて提起したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大城慧文化課長 確かに、今の大浦湾のアオサンゴにつきましては、新しい事実もあって学術的には非常に貴重なものだと認識しております。沖縄県の文化課で調査をしてきましたのは、種そのものの調査ということではありませんで、いわゆるサンゴを含めたサンゴ礁の地形、そういったものが琉球列島、沖縄の中でどういったところの特徴を持っているかということに焦点を当てて調査をしてきたということもあります。今回、大浦湾のその場所が調査の中に入っていたといったところでございます。ただ、やはりこれだけ貴重な種として石垣市白保のアオサンゴとはまた違う生育環境にあるということもありますので、それについてはもう少し情報をいろいろ収集しながら調査していきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 まず、45ページの陳情第124号。総務部は来ておりますか。それでは陳情処理方針の中で支援教育補助金を交付していると、その中で今後とも関係機関等と連携して、私立幼稚園が発達障害に関する研修等に積極的に取り組むよう支援していきたいとのことです。今年度の予算とどれくらい交付されていますか。

○真栄城香代子総務部総務私学課長 平成20年度の実績で470万4000円となっております。ちなみに、対象は私立幼稚園で9園、対象園児15名となっております。

○佐喜真淳委員 平成19年度並びに平成18年度の過去3年間の推移というのはどうなっていますか。

○真栄城香代子総務部総務私学課長 平成18年度が235万2000円、平成19年度が450万8000円となっております。

○佐喜真淳委員 対象園としての人数も同じですか。

○真栄城香代子総務部総務私学課長 若干違っています、平成18年度は、対象園が6園で、園児の数が8名でございます。それから平成19年度は、対象園が7園で、園児の数が13名となっております。

○佐喜真淳委員 皆さんの非常にいい陳情処理方針というか、積極的に取り組むということですので、ぜひしっかりと連携をとりながら支援を強力にやっていただきたいこともお願いしたいと思います。あと、先ほど来、問題になっている54ページの陳情第155号。ちょっと確認のために少し質疑させていただきたいのですが、教育長の答弁で翁長委員や西銘委員にもお話しされていますが、定員の問題なのですが、基本的には1クラス8名程度という定員はないんだけど基準としてあると、先ほど8名以上となると2クラスという答弁があったけれども、それに間違いないのですか。

○金武正八郎教育長 幼稚園の場合には設置することができるということで、定員は特別に法令で定められていませんけれども、小学校、中学校はそういうものを参考にして8名をひとつの目安にしているということでございます。

○佐喜真淳委員 県内には7校の幼稚部がありますが、その7校のすべてがそういう感覚というか、基準ということでよろしいのですか。

○金武正八郎教育長 基本的には8名が目安なんですけれども、私たちとしては5名を前後にして1クラスを考えております。

○諸見里明県立学校教育課長 学校教育法施行規則では、8名を上限として規定しております。県の場合は、運用として5名程度という形で各学校で実施しているところです。

○佐喜真淳委員 確認させていただきたいのは、ことし美咲特別支援学校は6名応募者がいた。いわゆる皆さん運営からの基準として5名が妥当だと。1名を不合格だという言葉で教育長はお話ししていました。西崎特別支援学校の場合は3名が不合格になったということです。皆さん運用の規定という形で5名というクラス、でも先ほど言ったように8名のクラスということでは可能

ではあるのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 法律的には8名が上限ではあるのですけれども、障害の程度と状況に応じて、過去の例から5名程度という形が適當だろうと、そう実施しております。

○佐喜真淳委員 ですから、法律を遵守しているのか、皆さんの運用規定なのか、先ほどから聞いていて気になっているのは、教育長が先ほどから不合格というのですよ。3名が不合格、1名が不合格、希望者というのは基本的に合格とか不合格ではなくて、やはりしっかりこの学校に希望しているわけだから、皆さんのが法律的に8名であれば8名に入れるように努力すれば不合格ということにはならなかつたかもしれない。だから、何で不合格という言葉が出てくるのか。私は、これは多分皆さんが選抜したということは周辺の環境を含めてやっている、結局ふるいにかけて1名を落としたんだということなんですよ。結論から言うと、西崎特別支援学校の3名も落としたんだということなのです。だから、不合格だという言葉も出てくるだろうし、逆に言うと法律で8名が上限というのを守っていないのです。守る努力をしたかどうかについてもわからないですけれども、それに間違いないのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 幼稚部の件につきましては、先ほども教育長のほうからいろいろ御説明申し上げましたけれども、センター的機能として地域で受け入れる状況と、それから学校の事情等に応じて設定しているわけでありますけれども、これまで5名とうたっておりました。そのために、こういう手違いが出てきたと思うのですけれども、今後は弾力的に運用して、学校の状況、それから保護者の意向を、その辺を考慮しながら総合的に検討してまいりたいと思います。

○佐喜真淳委員 後ろのほうの父兄、手違いで落とされたことになると、いずれにしてもこういう心配をしている保護者がいらっしゃると、そういう結果も出ていると、結局、去年も3名西崎特別支援学校は落としてその追跡調査をして、しっかりとケアをしてやっているかどうかも我々は定かではないし、ことしも1名落とした、教育長の言葉からすれば不合格ですよ。不合格という言葉 자체、本当は、余り響きが悪いのですよ。過去の推移を見ていると、平成13年に7名が在籍している中で、2クラスあります。平成14年度は8名で2クラス、平成15年度に5名で1クラスで落ちついで、平成17年度には9名で2クラスだ

ったのです。何が言いたいかというと、そういう対応してきた過去があるのですよ。でも、こういうふうに新聞に出て、教育長が不合格、不合格というから、余り心情的には気分がよくないのですよ。何が言いたいかというと、新聞では希望者全員の入学を希望していると、8月からは多くの子供の早期支援教育の機会を与えるための学級数の増等教員の適正配置を8月に要請している。既に、父母の方々といいうのはある種見込んで学校にお願いしている。しかし、こうして新聞に出て初めて皆さんの対応を聞いたときに、法律では8名、運用では5名、この教育の平等さといいうのはどこにあるんだろうか。なおかつ、今の現時点でもふえるだろうと予測されているのに、それに対してはしっかりとした方針がない。私は、すぐに教育長がそういうことはやらない、しっかりと受け入れる。2クラスが必要なら2クラスつくるんだと。10月に調査が終わるらしいけれども、既に教員の予算の件もやっているはずなんですよ、やっていますか。それは例えば、2クラスになった場合の、あるいは8名で1クラスになった場合の予算とか、そういうシミュレーションやっているのですか。

○金武正八郎教育長 希望する幼児の希望者を募っていますので、これが固まらないと教員の予算は出ません。

○佐喜真淳委員 確認しますけれども、要するに希望者が8名だと、10名になるかわからない、あるいはそれ以上になるかもしれないというときに、その時点で2クラス分の予算を獲得できるようになるのですか。法律的には8名だと、運用的には5名だと、過去の経過を見ると2クラス7名から8名とあるのです。予測される段階において、例えば来年は9名、あるいは8名それ以上になるかもしれない。そうすると、大概法律的にいうと運用過程は2クラス含めて検討しないといけない。検討して、それを設置しないといけないのですよ。私はいけないと見ている。だから、そういうとき教育長がしっかりと、そうなれば2クラスをやるということが保護者に対しての最大の教育に対する平等性だと思うのですよ、いかがですか。

○金武正八郎教育長 クラス数については、調査結果に基づいて総合的に判断してまいります。

○佐喜真淳委員 仮の話で済みません。調査結果として、今言ったように10名だったら2クラスやるのですか。

○金武正八郎教育長 特別支援学校の幼稚部の設置について、調査をして、父母のニーズ、障害の状況、地域の状況等を総合的に勘案してクラス数を設置してまいります。先ほどの件ですけれども、不合格という言葉を使ったということはおわびいたします。私たちとしては、これまで不合格ということではなくて、つまりお互いに支援、どこがいいかということを相談しながら配慮したという表現なんですけれども、事実的にそういう形になっているものですから、言葉がそういうことで今申し上げたことはおわびいたします。

○佐喜真淳委員 不合格という、私も何回も不合格にされた身ですから、余り気分がよくないものですから、そういうことからすると冗談ぽく言うのですけれども、いずれにしても保護者がそこに希望するわけです。最大限、皆さんは努力するということだし、やはりそれは、希望者の数が5名以上あるいは10名以上になっても、しっかりとクラスの設置を含めて、それはやっていただきたい。先ほどから多くの委員が言っているように、それは必要だと、やるべきだということです。ぜひ、最大限の努力をして、父母の皆さんが納得いくようやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

57ページの陳情第178号。先ほど免許保有率の話があって、71.9%から新しい調査によって現状が文部科学省の50.7%になったということなんですが、平成21年度の目標が80%には変わりないということなんですか。

○諸見里明県立学校教育課長 先ほども御説明申し上げましたけれども、文部科学省の調査方法が変わったものですから、数値目標自体もそれに応じて検討していきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 これを問題にしているわけではなくて、検討を含めてお願ひします。陳情処理方針の中で認定講習を毎年実施するとともに、放送大学等を活用した自主研修となっているんですよ。基準が高くなつたけれども、皆さんの目標もある種下方修正するかもしれませんけれども、要は、数字を上げなければいけないんですよ。上げるためのプロセスが、私は大切だと思うのですけれども、実際、今年度そういう形で研修して実行していることを推進しているというから、これは強制ではなくて、結局、要するにことし何名くらい実施して、どうなっているのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 認定講習の修了に伴う単位の人数ですけれども、平成21年度は600人が受講して単位を習得しています。

○佐喜真淳委員 文部科学省の新しい調査の中で、600名がクリアしているということでおいいのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 単位を習得しているということです。

○佐喜真淳委員 講習を受けたというだけで、免許は別なのですか。

○諸見里明県立学校教育課長 単位を習得した後の免許の申請になります。平成21年度は600名の教員が認定講習を修了いたしまして、単位を習得いたしております。その後、申請をして免許の取得という運びになります。

○佐喜真淳委員 これから免許を取るのですか。余り詳しくないから聞くのですけれども、600名が受験して、これから単位を取ったと、取ったらこれから免許を取るのかわかのないですけれども、申請するのだと思うのですけれども、申請するに当たって、これも多々、例えばお金がかかるのか、あるいは今現在どれだけが免許を取ったのか把握していないのですか。どういうプロセスで免許まで行き着いているか知りたいのですよ。

○諸見里明県立学校教育課長 単位の習得をしたのは600名ですけれども、申請して実際免許を取得したというのはまだ調査しておりません。

○佐喜真淳委員 できたらしっかりと調査して、皆さん目標値があるわけですから、基準が高くなつたにしてもしっかりと最後まで目標値に近づけるような努力、そうしないと多分推進している割にはしっかりとケアも含めてなされないと目標値まで達成できないと思いますので、ぜひそのあたりは調査してやっていただきたいと要望しておきます。最後になりますけれども、昨日の福祉保健部あるいは病院事業局との中で今問題になっている、よく陳情がくる発達障害児(者)の支援体制整備計画が出されたのです。人材育成計画案も出て、支援機関連絡会議、これは教育長は既にわかっているのですか。なぜかというと、教育委員会の位置づけもしっかりと明記されているし、行政の縦割りもよく言われているのですけれども、こういう計画を立てたからには、私は病院事業局にも言った、あるいは福祉保健部にも確認したのですけれども、これは教育、福祉、あるいは病院を含めて、これは地域を含めた、あるいは市町村も含めてしっかりと支援体制を計画的にやっていくもの、この計画の中で何年計画かわか

りますか。

○金武正八郎教育長 計画期間は、平成21年度から平成25年度の5年間となっております。3年目までは前期、5年目までは後期としております。

○佐喜真淳委員 いじわるで聞いているわけではなくて、行政の縦割りというのが見直されなければいけない。まさに、ニーズの高い発達障害児の皆さんのか、あるいは障害児のか、あるいは福祉に対して、あるいは教育現場でどうやっていくか、早期発見、早期支援、途切れのない支援体制というのが今は求められているのです。所管として、3歳児、4歳児までは福祉保健部かも知れない。あと、学校に入ったときに、皆さんにこれ引き継いでいかないと、しっかりと地域に根ざして、あるいは行政も横の連携をとりながらやるのがこの計画だと思うんです。だから、病院事業局に対しても、専門医の確保をしっかりとやりなさいということです。きのうも、西銘委員が言ったように地域の教育委員会の、市町村の教育間でも話をされていました。私どもの要望なんですが、よっぽどそういう計画が出たからにはしっかりと年次的な計画があるだろうし、皆さんの名前が出ている以上、皆さんの位置づけが明確に出ている以上は、私はもっと取り組むべきことは各病院事業局、あるいは福祉保健部含めて、あるいは市町村の教育委員会を含めて皆さんと一緒にやってやる姿勢が大切だと思うのですけれども、いかがですか。この件で、教育長。

○金武正八郎教育長 それにつきましては、お互い関係部局がしっかりと連携をとって頑張っていきたいと思います。

○佐喜真淳委員 特に、そのあたりはしっかりとやっていただきたい。この人材育成計画案なんですけれども、この計画の中で皆さんの位置づけというのが明確に出ているし、しっかりと今の免許の取得率とか、人事の問題、あるいは資格の問題等々も人材育成計画に出てくると思いますから、それはそれでしっかりと所管である福祉保健部と連携をとってやっていただきたいと思います。そのあたりでとどめておきますけれども、ぜひ教育長の強い決意をお願いしたいと思います。

○金武正八郎教育長 沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画をしっかりと連携して推進してまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法などについて協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

これより議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第4号議案から乙第9号議案までの条例議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案から乙第9号議案までの条例議案6件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第19号議案の議決議案3件は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情86件とお手元に配付しております本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査日程についてを議題とし、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加等について協議した結果、議題を追加して直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

視察調査日程を議題とし、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議したとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程について議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について事務局より説明。その後協議した結果、案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会所管事務の見直し及び所管がえの申し出についてを議題とし、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務の見直し及び所管がえの申し出の件について協議した結果、議題を追加して直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

本委員会所管事務の見直し及び所管がえの申し出についてを議題とし、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議したとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務の見直し及び所管がえの申し出について議題といたします。

休憩いたします。

休憩中に、事務局から説明させます。

(休憩中に、本委員会に係る文化環境部所管を他の委員会に変更する案について事務局より説明。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ただいまの議題につきましては、去る6月の定例会の委員会審査において休憩中に御協議したところ、文化環境部を本委員会から他委員会へ所管がえすべきとの意見の一致を見ております。

お諮りいたします。

本委員会の所管事務の見直し、文化環境部を他の委員会の所管とすること及び所管がえを議会運営委員会に申し出ることにつきましては、案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議長に対する所管がえの申し出書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 赤 嶺 昇